

大町市過疎地域自立促進計画

平成 28 年度～平成 32 年度

平成 28 年 3 月

長野県 大町市

はじめに

1 趣旨

平成 18 年 1 月 1 日に大町市は、八坂村、美麻村と合併しました。これに伴い、過疎地域自立促進特別措置法 2 条の規定により、過疎地域の市町村として指定されていた旧八坂村、旧美麻村の区域については、合併後も同法第 33 条 2 項の規定により過疎地域とみなされ、同法が適用されることとなります。本計画は、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定により必要な事項を定めるものです。

2 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第 2 項の規定により、過疎地域とみなされる八坂、美麻地域（旧八坂村、旧美麻村の区域）を対象とします。

目 次

基本的な事項

(1) 市の概要	
ア 自然的条件	1
イ 歴史的条件	1
ウ 社会経済的条件	2
エ 過疎の状況	3
オ 産業構造の変化と経済的発展の方向	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
(3) 行財政の状況	10
(4) これまでの過疎対策	14
(5) 地域の自立促進の基本方針	15
(6) 計画の期間	18
自立促進の基本方針（体系図）	19
1 産業の振興	
(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	23
(3) 事業計画	25
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	29
(3) 事業計画	32
3 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	38
(3) 事業計画	40
4 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	43
(3) 事業計画	46

5	医療の確保	
(1)	現況と問題点	47
(2)	その対策	47
(3)	事業計画	48
6	教育の振興	
(1)	現況と問題点	49
(2)	その対策	49
(3)	事業計画	51
7	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	52
(2)	その対策	52
(3)	事業計画	53
8	集落整備等	
(1)	現況と問題点	54
(2)	その対策	54
(3)	事業計画	55
9	その他地域の自立促進に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	56
(2)	その対策	56
(3)	事業計画	57
	(再掲) 過疎地域自立促進特別事業分	58

基本的な事項

(1) 市の概要

ア 自然的条件

【大町市全域】

長野県の北西部に位置する内陸都市で、北は白馬村、東は長野市、小川村、南は池田町、松川村、西は富山県、岐阜県などと接しています。

市域の総面積は、565.15 k m²で、うち過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により、過疎地域とみなされる2地区（八坂地区33.94 k m²、美麻地区66.21 k m²）で市域全体の約2割を占めています。

地勢は、西に北アルプスの雄大な山々が連なり、東には四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然に囲まれた里山地帯で形成されています。気候は、内陸性気候で寒暖の差が大きく、乾燥した空気が特徴です。夏は日中比較的気温が上昇しますが、朝夕は涼しく、湿度が低いため、しのぎやすい気候です。冬は厳しい寒さで、山間地だけでなく、平坦地においても降雪量が多いのが特徴です。

【八坂地区】

市の中心部より東に位置し、山々に囲まれた起伏に富んだ地形で、豊かな自然に恵まれた地区です。東部犀川流域の440mから西に向かって高くなり、鷹狩山頂の1,164mまで及んでいます。地層は第3期層で、地質は、大部分が水成岩を基盤とする粘土質であり、火成岩を含んだ植壤土と犀川沿線の砂質泥岩が帯状に分布しています。

【美麻地区】

市中心部より北東に位置し、西に北アルプスが迫り地区内随所からの眺望に恵まれています。権現山の1,223mを最高に最低標高550mと標高差が大きく、至るところに小脈が起伏し全体に急峻で複雑な地形をなしています。地質的には大部分が第3期層に属する堆積岩で構成され、火成岩が帯状に分布しており複雑な状況です。

イ 歴史的条件

【大町市全域】

今から千年以上も前の平安時代からこの地域は、豪族仁科氏によって治められてきました。仁科氏が京と結びつきが強かったこともあり、中央の文化を取り入れながら独自の文化を育み多くの文化財が残されています。また、古くからこの地方は内陸信濃と日本海側を結ぶ「千国道」（糸魚川街道・通称「塩の道」）が開かれ、交易が盛んでした。特に江戸時代になると大町は、海産物や塩、麻、たばこ等の集散地として栄えました。

明治維新後は松本県、ついで筑摩県の管理下に入り、明治9年以降は長野県となりました。この間、合併が進み、明治8年には大町村、平村、社村、常盤村となり、その後、大町村は明治15年に大町へと名称変更し、同22年の町村制施行により移行しました。さらに、これら1町3村は昭和29年に合併して大町市となり、平成18年1月には隣接する八坂村、美麻村を編入合併し、更に市域を拡大し新たなまちづくりを推進しています。

【八坂地区】

地区の起源は古く、鷹狩山麓北部からは、旧石器時代末のナイフ型石器や縄文式土器などが出土しています。また、藤尾覚音寺に安置され、国の重要文化財に指定されている千手観音立像は、平安末期の治承3年造立とされており、古くから集落が形成されていたことが伺えます。

明治8年に相川新田村、大平村、切久保新田村・大塚新田村・野平新田村・舟場村・左右村・槍平新田村・丹生子村枝郷菅之窪が合併し八坂村となりました。

昭和に入って旧広津村の一部の菖蒲地区を編入し、左右地区を信州新町へ分離し、平成18年1月に大町市と合併し現在に至っています。

【美麻地区】

この地区に人々が住み始めたのは、今から8,000年前の縄文時代早期だと言われています。地区には多くの縄文時代の遺跡がありますが、その多くは少数の人々が短い期間だけ住んでいたと考えられる小規模遺跡だと言われています。

また、麻の特産地として知られその栽培の歴史は弥生時代から始まり、信濃の国の麻布として正倉院にも献上麻布が残されているほどです。

明治8年に大塩村、二重村、高地村、千見村、青具村、新行新田村、切明新田村の7村が合併し美麻村となり、平成18年1月1日に大町市と合併し現在に至っています。

ウ 社会経済的条件

【大町市全域】

国道、県道が市内を通過し、市域を連絡する重要な路線としての役割を担っています。また、オリンピック道路の整備により、大都市圏がより身近になりあらゆる分野での地域間交流を拡大させ、産業、経済、観光等において大きな影響を与えています。

土地利用については、恵まれた自然環境・条件を活かしながら稲作中心の振興が進められてきました。

観光については、立山・黒部アルペンルートをはじめ多くの観光資源を有し、全国に親しまれる観光地として発展を続け、多くの観光客が訪れています。

【八坂地区】

地区の南側を主要地方道大町麻績インター千曲線が通過しているほか、県道が西部と東部地区を結び、国道19号とともに通勤通学をはじめ主要な生活路線となっています。

主な産業は、農業で稲作や野菜栽培を中心に耕作されてきましたが、立地条件の悪さから近代化が遅れ、従事者の兼業化と高齢化が進んでいます。

製造業を中心とした企業誘致や第3セクターの設立等を行い就労の場を確保してきましたが、多くの住民の就労は、地区外の企業等に依存している状況です。

【美麻地区】

交通の便は、県道6路線により他地域と連絡しており、オリンピック関連道路や高速交通網の整備等により、県内主要都市及び首都圏等との時間的距離は大幅に短縮され、その結果、県都長野市へは、1時間以内の距離となっています。

地域の経済は、古くは薪炭を中心とする林業と、養蚕・麻を中心とする畑作により支えられてきましたが、林業が衰退するとともに需要の減少などから養蚕や麻も廃れ、現在では水稻栽培を中心としながら、その担い手も90%以上が製造業や建設業等との兼業により営まれています。

エ 過疎の状況

【過疎地域全体】

八坂・美麻地域を合算した人口は、昭和35年の6,033人から、平成22年には2,011人となり66.6%減少しています。

その中でも特に年少人口（0歳～14歳）の減少幅が大きく、昭和35年の2,034人から、平成22年には262人と、約87.1%の減少となっています。

逆に老年人口（65歳以上）は増加しており、高齢者比率は、昭和35年の9.8%から、平成22年の34.4%へと急激に高くなっており、少子高齢化が急速に進行しています。

また、住民が高齢化した集落が点在していることから、これら集落住民の生活環境の維持向上の対策、特に交通手段の確保が重要な課題となっています。

これまで、過疎対策事業等により、道路・水道等の基盤整備、市営住宅等の生活環境、福祉施設の整備、農林業・観光を中心とした産業基盤の整備など、生活環境基盤整備を進めてきましたが、高齢化の一層の進展や児童・生徒数の減少など、新たな段階を迎えた過疎問題と併せて、地域活性化の諸施策を更に積極的に推進する必要があります。

オ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性と社会経済的発展の方向

【八坂地区】

昭和35年の国勢調査における産業構造は、第一次産業が81.0%、第二次産業が8.0%、第三次産業が11.0%と、第一次産業の占める割合が高く、昭和50年までは、産業別就業人口の中で第一次産業の占める割合が一番多い状況が続いていましたが、その後は、調査ごとに第二、第三次産業への移行が進み、平成22年は、第一次産業が16.0%、第二次産業が31.4%、第三次産業が52.6%となっています。

産業構造の変化を踏まえ、第一次産業との兼業化に対応した事業の推進を図るとともに、

都市、地域間交流を進める中で、地区の人的、物的資源を最大限に活用した特色ある産業の創出、高齢者の福祉を充実するサービスの提供、農林業、観光、商業等、異業種間の連携による産業振興など、時代とニーズにあった地域経済の発展を様々な方向から模索していくことが重要となっています。

【美麻地区】

昭和 35 年の国勢調査における産業構造は、第一次産業が 81.5%、第二次産業が 10.0%、第三次産業が 8.5%と農業中心の産業構造でありましたが、平成 22 年度国勢調査による産業構造は、第一次産業が 16.7%、第二次産業が 28.9%、第三次産業が 54.3%と第二、第三産業への移行が見られます。

今後は、従来型の産業だけではない、農林業と観光事業や交流事業との連携強化による体験型観光の積極的開発・導入や、全国に先駆けて超高齢社会を迎えている当地域の特徴を逆手に取った副産業の創出など、大胆な発想が求められています。

また、法人の農業参入による新規就農促進や、消費者との交流の上にとった稲作や商品作物の開発等、農業活性化に向けた新たな動きを積極的に取り入れることも重要な課題となっています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

【大町市全域】

大町市全域の人口の推移を合併前の大町市、旧八坂村、美麻村で合算した数値で見ると、平成22年の国勢調査で29,801人であり、昭和35年の41,184人と比較し、11,383人、27.6%減少しています。

年齢構成比の推移を見ると、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳まで）が大きく減少している一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進行しています。

産業就業別人口の比率を見ると、第一次産業では、昭和35年の65.5%から平成22年には9.3%と大幅に減少しており、農業離れが進んでいます。第二次産業では、昭和35年の17.3%から平成22年には45.5%と増加を続けてきましたが、その後減少に転じ、平成22年には30.0%に減少しており、景気の悪化による建設業の縮小等が主な要因であると見られます。第三次産業では、昭和35年の17.2%から、平成22年には60.6%と増加しており、これは情報関連産業を中心とするサービス業等の成長が主な要因と見られ、今後も増加が見込まれます。

【過疎地域全体】

八坂・美麻地域を合算した人口は、昭和35年の6,033人から、平成22年には2,011人となり66.6%減少しています。

その中でも特に年少人口（0歳～14歳）の減少幅が大きく、昭和35年の2,034人から、平成22年には262人と、約87.1%の減少となっています。

逆に老年人口（65歳以上）は増加しており、高齢者比率は、昭和35年の9.8%から、平成22年の34.4%へと急激に高くなっており、少子高齢化が急速に進行しています。

産業就業別人口の比率を見ると、第一次産業では、昭和35年の81.2%から、平成22年には16.3%へと大幅な減少となっており、農業離れが進んでいます。第二次産業では、昭和35年の9.0%から平成22年には48.9%と増加を続けてきましたが、その後減少に転じ、平成22年には30.2%に減少しており、景気の悪化による建設業の縮小等が主な要因であると見られます。第三次産業では、昭和35年の9.8%から、平成22年には53.5%と増加し、第一次産業、第二次産業を上回っており、今後も増加が見込まれます。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査) 過疎地域合算

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	増減率	実数	増減率								
総数	人 6,033	% △18.7	人 4,903	% △20.1	人 3,918	% △11.5	人 3,467	% △10.1	人 3,117	% △10.1	人 3,009	% △3.5
0歳～14歳	2,034	△29.2	1,441	△32.5	972	△30.5	676	△23.1	520	△7.7	480	△7.7
15歳～64歳	3,405	△14.5	2,912	△16.4	2,433	△6.0	2,288	△10.3	2,053	△4.4	1,963	△4.4
うち15歳～29歳 (a)	1,076	△27.6	779	△16.3	652	9.2	712	△13.3	617	△6.5	577	△6.5
65歳以上 (b)	594	△7.4	550	△6.7	513	△1.9	503	8.2	544	4.0	566	4.0
(a) / 総数 若年者比率	% 17.8	—	% 15.9	—	% 16.6	—	% 20.5	—	% 19.8	—	% 19.2	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 9.8	—	% 11.2	—	% 13.1	—	% 14.5	—	% 17.5	—	% 18.8	—

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,703	% △10.2	人 2,635	% △2.5	人 2,539	% △3.6	人 2,347	% △7.6	人 2,011	% △14.3
0歳～14歳	413	△14.0	439	6.3	423	△3.6	394	△6.9	262	△33.5
15歳～64歳	1,646	△16.1	1,461	△11.2	1,352	△7.5	1,206	△10.8	1,057	△12.4
うち15歳～29歳 (a)	437	△24.3	346	△20.8	343	△0.9	268	△21.9	220	△17.9
65歳以上 (b)	644	13.8	735	14.1	764	3.9	747	△2.2	692	△7.4
(a) / 総数 若年者比率	% 16.2	—	% 13.1	—	% 13.5	—	% 11.4	—	% 10.9	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 23.8	—	% 27.9	—	% 30.1	—	% 31.8	—	% 34.4	—

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査) 大町市全体

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 41,184	% △10.2	人 36,988	% △3.2	人 35,817	% 4.2	人 37,311	% △3.3	人 36,083	% △3.3	人 35,460	% △1.7
0歳～14歳	11,446	△19.8	9,175	△10.3	8,228	2.6	8,446	△6.9	7,860	6,967	△11.4	
15歳～64歳	27,419	△8.0	25,218	△2.5	24,594	3.0	25,326	△5.4	23,969	23,636	△1.4	
うち15歳～29歳 (a)	11,065	△17.7	9,101	△8.7	8,310	△6.6	7,760	△17.4	6,413	6,148	△4.1	
65歳以上 (b)	2,319	11.9	2,595	15.4	2,995	18.2	3,539	20.2	4,254	4,857	14.2	
(a) / 総数 若年者比率	% 26.9	—	% 24.6	—	% 23.2	—	% 20.8	—	% 17.8	—	% 17.3	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 5.6	—	% 7.0	—	% 8.4	—	% 9.5	—	% 11.8	—	% 13.7	—

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率								
総数	人 34,300	% △3.3	人 33,655	% △1.9	人 33,550	% △0.3	人 32,145	% △4.2	人 29,801	% △7.3
0歳～14歳	5,734	△17.7	5,071	△11.6	4,885	△3.7	4,489	△8.1	3,720	△17.1
15歳～64歳	22,576	△4.5	21,501	△4.8	20,686	△3.8	19,086	△7.7	16,906	△11.4
うち15歳～29歳 (a)	6,058	△1.5	5,814	△4.0	5,308	△8.7	4,199	△20.9	3,347	△20.3
65歳以上 (b)	5,946	22.4	7,083	19.1	7,979	12.7	8,567	7.4	9,120	6.5
(a) / 総数 若年者比率	% 17.7	—	% 17.3	—	% 15.8	—	% 13.1	—	11.2	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 17.3	—	% 21.0	—	% 23.8	—	% 26.7	—	30.6	—

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳) 過疎地域合算

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日			平成26年3月31日現在		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 2,467	—	人 2,321	—	% △ 5.9	人 2,035	—	% △ 12.3	人 1,895	—	% △ 6.9
男	人 1,202	% 48.7	人 1,120	% 48.3	% △ 6.8	人 987	% 48.5	% △ 11.9	人 894	% 47.2	% △ 9.4
女	人 1,265	% 51.3	人 1,201	% 51.7	% △ 5.1	人 1,048	% 51.5	% △ 12.7	人 1,001	% 52.8	% △ 4.5

※平成26年3月31日から外国人を含んだ数値

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳) 大町市全体

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日			平成26年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 32,396	—	人 33,380	—	% 3.0	人 30,338	—	% △ 9.1	人 29,386	—	% △ 3.1
男	人 15,740	% 48.6	人 16,251	% 48.7	% 3.2	人 14,747	% 48.6	% △ 9.3	人 14,224	% 48.4	% △ 3.5
女	人 16,656	% 51.4	人 17,129	% 51.3	% 2.8	人 15,591	% 51.4	% △ 9.0	人 15,162	% 51.6	% △ 2.8

※平成26年3月31日から外国人を含んだ数値

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査) 過疎地域合算

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,450	人 2,735	△20.7%	人 2,296	△16.1%	人 2,098	△8.6%	人 1,828	△12.9%	人 1,777	% △2.8
第一次産業 就業人口比率	% 81.2	% 73.4	—	% 61.4	—	% 41.4	—	% 30.7	—	% 24.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 9.0	% 13.2	—	% 22.6	—	% 35.6	—	% 41.3	—	% 46.9	—
第三次産業 就業人口比率	% 9.8	% 13.4	—	% 16.0	—	% 22.5	—	% 28.0	—	% 29.1	—

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,575	△11.4%	人 1,442	△8.4%	人 1,309	△9.2%	人 1,180	△9.9%	人 918	% △22.2
第一次産業 就業人口比率	% 18.3	-	% 17.8	-	% 18.5	-	% 20.9	-	% 16.3	-
第二次産業 就業人口比率	% 48.9	-	% 42.7	-	% 35.7	-	% 29.8	-	% 30.2	-
第三次産業 就業人口比率	% 32.8	-	% 39.5	-	% 45.8	-	% 49.3	-	% 53.5	-

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査) 大町市全体

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 22,168	人 20,209	△8.8%	人 20,556	1.7%	人 20,755	1.0%	人 19,657	△5.3%	人 19,652	% △0.03
第一次産業 就業人口比率	% 65.5	% 60.0	-	% 48.9	-	% 33.4	-	% 25.1	-	% 20.2	-
第二次産業 就業人口比率	% 17.3	% 19.2	-	% 28.2	-	% 37.2	-	% 41.0	-	% 44.5	-
第三次産業 就業人口比率	% 17.2	% 20.8	-	% 22.9	-	% 29.0	-	% 33.9	-	% 35.2	-

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 19,212	△2.2%	人 18,907	△1.6%	人 18,170	△3.9%	人 16,655	△8.3	人 14,812	% △11.0
第一次産業 就業人口比率	% 15.6	-	% 14.9	-	% 15.2	-	% 10.8	-	% 9.3	-
第二次産業 就業人口比率	% 45.5	-	% 40.9	-	% 35.9	-	% 30.7	-	% 30.0	-
第三次産業 就業人口比率	% 38.7	-	% 44.1	-	% 48.8	-	% 58.3	-	% 60.6	-

(3) 行財政の状況

【八坂地区】

旧八坂村の平成 16 年度の決算状況（普通会計）を見ると、歳入合計 1,798,482 千円、歳出合計 1,772,958 千円、実質収支額 21,835 千円となっています。自主財源としての税収入が、3.3%程度と極めて乏しく、地方交付税や国庫補助金に依存する財政構造となっており、住民生活に不可欠な生活環境整備事業は、地方債の発行に頼らざるを得ない状況となっています。

【美麻地区】

旧美麻村の平成 16 年度の決算状況（普通会計）を見ると、歳入合計 1,935,175 千円、歳出合計 1,885,688 千円、実質収支額 46,931 千円となっています。自主財源としての税収入が、3.8%程度と極めて乏しく、地方交付税や国庫補助金に依存する財政構造となっており、住民生活に不可欠な生活環境整備事業は、地方債の発行に頼らざるを得ない状況となっています。

【大町市の今後の財政運営】

大町市の平成 26 年度の決算状況（普通会計）を見ると、歳入合計 17,010,145 千円、歳出合計 16,157,287 千円、実質収支額 765,967 千円となっています。

健全化判断比率の 4 つの指標のうち、本市の実質公債費比率は、平成 20 年度決算で 19.9%と、市債の発行に知事の許可が必要とされる 18%を超える状況となったことから、公債費負担適正化計画を策定し、繰上償還の実施や市債発行額の圧縮などによる財政の健全化に努めた結果、平成 26 年度決算では 8.4%まで改善しており、今後も引き続き、財政の健全化に努めます。

昨今の深刻な景気後退による税収の伸び悩みなどにより、本市の財政状況もさらに厳しくなるものと予想されますが、行政評価などを利用し、事業の重要度・緊急度の検証を進め、これまで以上に重点的・効果的な予算配分を行うとともに、自主財源の確保を図るなど、効率的で安定した財政運営に努め、財政の健全化を一層進める必要があります。

表 1 - 2 (1) 行財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成16年度				平成26年度
	3市村合計	旧大町市	旧八坂村	旧美麻村	大町市
歳入総額 A	17,477,340	13,743,683	1,798,482	1,935,175	17,010,145
一般財源	11,159,237	8,807,481	1,139,732	1,212,024	12,343,504
国庫支出金	1,160,613	846,353	159,019	155,241	1,311,394
都道府県支出金	611,368	428,988	106,720	75,660	856,898
地方債	2,093,100	1,754,900	233,600	104,600	971,042
うち過疎債	131,900	0	114,200	17,700	42,000
その他	2,453,022	1,905,961	159,411	387,650	929,042
歳出総額 B	17,233,595	13,574,949	1,772,958	1,885,688	16,157,287
義務的経費	7,673,930	5,787,978	980,768	905,184	6,621,082
投資的経費	2,768,334	1,943,568	519,711	305,055	1,214,899
うち普通建設事業	2,355,339	1,819,928	348,869	186,542	1,178,051
その他	6,791,331	5,843,403	272,479	675,449	8,321,306
入歳出差引額 C (A-B)	243,745	168,734	25,524	49,487	853,858
翌年度に繰越すべき財源 D	127,586	121,341	3,689	2,556	86,891
実質収支 C-D	116,159	47,393	21,835	46,931	765,967
財政力指数	—	0.59	0.11	0.12	0.41
公債費負担比率	—	20.0	37.1	35.9	15.4
起債制限比率	—	10.5	20.4	17.0	6.8
経常収支比率	—	80.4	99.4	99.8	86.9
地方債残高	23,135,475	15,793,922	3,623,675	3,717,878	14,143,254

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況 旧八坂村

区 分	昭和	昭和	平成	平成	平成	平成	平成
	45年度末	55年度末	2年度末	12年度末	16年度末	21年度末	26年度末
市町村道							
改良率 (%)	6.0	11.5	9.3	12.2	13.8	14.5	15.3
舗装率 (%)	0.1	23.2	46.7	49.2	50.5	52.7	53.3
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	37.0	87.5	27.1	16.2	23.2	23.2	23.2
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	0.2	6.9	6.0	7.0	6.2	4.6	4.6
水道普及率 (%)	20.0	88.8	98.3	99.8	99.8	100.0	100.0
水洗化普及率 (%)	—	—	—	58.2	65.7	75.2	89.0
人口千人当たり病院、 診療所の病棟数 (床)	—	—	—	—	—	—	—
小学校危険校舎面積比率 (%)	—	—	—	—	—	—	—
中学校危険校舎面積比率 (%)	—	—	—	—	—	—	—

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況 旧美麻村

区 分	昭和	昭和	平成	平成	平成	平成	平成
	45年度末	55年度末	2年度末	12年度末	16年度末	21年度末	26年度末
市町村道							
改良率 (%)	1.5	11.0	42.5	51.7	54.8	55.4	55.4
舗装率 (%)	0.0	10.7	38.0	46.9	50.6	51.2	51.4
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	9.8	27.2	20.1	27.7	49.1	25.9	26.5
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	5.8	9.8	5.5	6.8	4.8	4.7	4.7
水道普及率 (%)	21.8	29.3	63.9	92.4	96.1	100.0	100.0
水洗化普及率 (%)	—	—	1.6	45.9	50.1	55.5	72.5
人口千人当たり病院、 診療所の病棟数 (床)	—	—	—	—	—	—	—
小学校危険校舎面積比率 (%)	66.0	—	—	—	—	—	—
中学校危険校舎面積比率 (%)	66.0	—	—	—	—	—	—

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況 大町市合算

区 分	昭和	昭和	平成	平成	平成	平成	平成
	45年度末	55年度末	2年度末	12年度末	16年度末	21年度末	26年度末
市町村道							
改良率 (%)	12.5	20.5	28.8	39.1	39.6	39.0	39.4
舗装率 (%)	2.3	56.7	68.4	74.9	75.7	76.9	68.3
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	44.3	48.6	35.3	37.4	35.5	24.8	18.5
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	3.6	6.2	5.8	5.1	5.4	6.5	6.5
水道普及率 (%)	78.1	88.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水洗化普及率 (%)	—	—	—	48.2	63.0	66.8	68.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	4.7	7.1	7.5	9.5	9.8	9.5	10.3
小学校危険校舎面積比率 (%)	—	—	—	—	—	—	—
中学校危険校舎面積比率 (%)	—	—	—	—	—	—	—

(4) これまでの過疎対策

■ これまでの過疎対策についての評価・検証

八坂、美麻地区の過疎対策は、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定以来、農林業、観光を主体とした産業振興や市道改良、ケーブルテレビ網等の交通通信整備、簡易水道や生活排水処理施設等の生活環境整備など、安心して快適に生活を送るための環境整備を進めてきました。

また、両地区で95戸の集落移転整備をはじめ、33戸の定住促進住宅を建設し、集落機能の維持や若者の定住促進を図ってきました。

これまでの総合的な過疎対策は、住民生活の安定を図るために大きな成果をもたらしましたが、若年層を中心とした人口減少と高齢化の進展には、なお歯止めがかからない状況にあります。

平成12年度から21年度までの過疎地域自立促進特別措置法で実施した過疎対策事業の評価・検証については、八坂・美麻地区の全住民を対象とした住民意識調査を行うとともに、両地区の地域づくり委員会において成果の検証を行いました。

住民意識調査では、これまでに実施してきた過疎対策事業について、約7割の住民から「生活に役立った」との回答が得られ、これまでの過疎対策事業が有効であったと評価されています。

地域づくり委員会においても、同様にこれまで実施してきた過疎対策事業が、それぞれの地区にとって不可欠な事業であったとの評価を受けています。また、今後も引き続き効果的な対策を講じていくよう意見が出されました。

(5) 地域の自立促進の基本方針

ア 基本的な考え方

平成19年度を初年度として策定された「大町市第4次総合計画」では、「市民参加と協働の市政による地域の再生」を基本理念とし、市民一人ひとりの「参加」から始まり、地域・団体・企業・NPO、更にはこの地域を訪れる人々など、本市に関わる全ての皆さんの「参加」によって、知恵と力を結集し、ともに汗を流しながら「協働」の力で課題を乗り越え、地域を再生して、みんなが住んで良かった、訪れて良かったと、心から思える心豊かな新大町市の創造を目指しています。

また、「豊かな観光資源や地域文化と新たな息吹とを融合させ、大町市を日本の心のふるさととして、内外に向け個性と魅力ある光を発信し、人々の交流の基地となるまちを目指すとともに、地域への愛着と誇りを持って笑顔で暮らし、一人ひとりがきらりと光り輝く人づくりを目指す。」とし、将来像を次のとおり定めています。

【大町市の将来像】

美しく豊かな自然 文化の風薫る きらり輝くおおまち

このため、本計画においては、「長野県過疎地域自立促進方針（平成28年度～平成32年度）」との整合性を確保しつつ、「大町市第4次総合計画」における将来像及び基本理念を共通の柱として、地域の実情に応じた施策を展開し、個性あふれる自立した地域づくりを促進します。

イ 基本施策

本市は、急速に進行する人口減少や、少子高齢化による地域社会の活力低下、長引く経済不況など、様々な課題に直面しています。こうした問題を解決しながらまちづくりを進めていくためには、恵まれた自然環境、個性豊かな地域文化や観光資源などを最大限に活用する必要があります。

目指すべきまちの将来像を実現するため、総合計画で掲げる6項目の「まちづくりのテーマ」を過疎地域自立促進対策の基本方針とし、本市の持つ潜在力を引き出し、各分野における施策を総合的に展開することにより、過疎化を食い止め、地域の自立を促進します。

【まちづくりのテーマ】

- 市民に、より身近な市政のまち
- 活力あふれる豊かなまち
- 安心・安全なまち
- 快適な生活基盤のあるまち
- 潤いのあるまち
- 人を育むまち

■市民に、より身近な市政のまち

住民と行政が相互信頼のもと、お互いが役割を分担しながら、すべての住民の「参加」によって知恵と力を結集し、ともに汗を流しながら「協働」の力で課題を解決し、地域の再生に向けたまちづくりを進めます。

■活力あふれる豊かなまち

豊かな自然や歴史、文化などの地域資源を活用した都市住民との交流を通じて、移住者の拡大を図るとともに、移住者と地域住民との交流を促進し、住みやすい環境づくりを進めます。

また、農林業や観光業など、地域資源を活かした新たな働き場所の確保を図ります。

■安心・安全なまち

市民だれもが健康で、安心、安全に暮らすことができるよう、地域医療の確保に努めます。

また、住み慣れた地域で生きがいのある生活を送れるよう、医療施設の整備や高齢者福祉の充実を図ります。

■快適な生活基盤のあるまち

誰もが住みたい、住み続けたいまちとして快適な生活基盤を確保するため、道路や水路の整備、公共交通対策の充実を図り、地域住民の日常生活の利便性を高めるとともに、情報通信基盤の整備を促進し、高度情報化の恩恵を享受するための環境整備を促進することで、情報化及び地域間交流の促進に向けた取り組みを行います。

■潤いのあるまち

豊かな自然環境に恵まれ、育まれてきた歴史や文化を次世代が享受できるよう、文化財の整備、伝統芸能の保存などを推進し、地域資源の継承・活用を図るとともに、伝統芸能活動の拠点となる施設の整備や、魅力ある地域文化の振興を促進します。

■人を育むまち

地域の次代を担う子どもたちの教育については、地域が一体となり、豊かな自然・歴史・文化に基づいた特色ある教育環境の整備を進め、一人ひとりの豊かな個性や「生きる力」を育み、心豊かな人づくりを進めます。

また、子育て支援を充実させることにより、安心して子育てができる環境の整備を進めます。

ウ 過疎地域自立促進特別事業の展開

人口減少、少子高齢化が急速に進行するなか、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域活力の持続性を高め、定住を促進していくことが喫緊の課題となっています。

このため、基本施策を着実に進めることと併せ、特に重点的に対策を講ずるものとして、

新たな支援措置である過疎地域自立促進特別事業を効果的に活用し、個性豊かで魅力ふれる地域社会の実現を目指します。

①定住の促進

都市等からの移住や若者の定住を促進するため、空き家等の有効活用を図るとともに、定住促進住宅の整備を促進し、集落機能の再興を推進します。

また、定住のための住宅建設に対する助成制度を整備するとともに、移住者に優しい環境づくりを促進するため、地域住民との交流促進のためのネットワークづくりを図るなど、きめ細やかな移住者支援策を推進します。

②産業基盤の強化と新たな産業の創出

地域資源を活かした新たな産業の創出と就業の場を確保するため、地場産品や農産物加工品の高付加価値化に向けた取り組みを促進するとともに、若者の起業や就業の支援を推進します。

③地域間交流の促進

都市との交流を進め、交流人口の増加と地域の活性化を促進するため、棚田等の地域資源の活用や、メンドシーノ交流の推進など、幅広い分野で取り組みを推進します。

④地域情報の受発信

情報通信技術の活用により、地域づくりに有効な情報の受発信を行うとともに、移住希望者が必要としている地域情報の収集と発信を推進します。

⑤地域医療と高齢者福祉の充実

住み慣れた地域で、住民が健康で安心した生活が送れるよう、診療所の施設整備や移動手段の確保・利便性の向上を図るとともに、地域で支えあう高齢者福祉の充実を推進します。

⑥生活交通の確保

地域住民の生活の足を確保するため、地区内の主要な公共交通機関である市民バスの計画的な更新と、利便性の向上を図ります。

⑦地域文化の伝承と人材の育成

文化財の整備や郷土芸能の継承を推進し、地域資源の保全・活用を図るとともに、芸術文化活動の拠点となる施設の整備や、新たな担い手の育成、地域文化の保全を推進します。

また、若者や女性を中心に、地域づくり活動の担い手の育成を図るとともに、郷土の魅力の再発見に向けた取り組みを推進します。

⑧魅力ある教育環境の拡充

子育て環境の素晴らしさが実感できる地域づくりを促進するため、山村留学制度やメンドシーノ交流事業など、地域に根ざした特色ある教育を推進するとともに、小中学校や保育園、家庭、地域の連携強化を図ります。

⑨市民参加と協働のまちづくりの推進

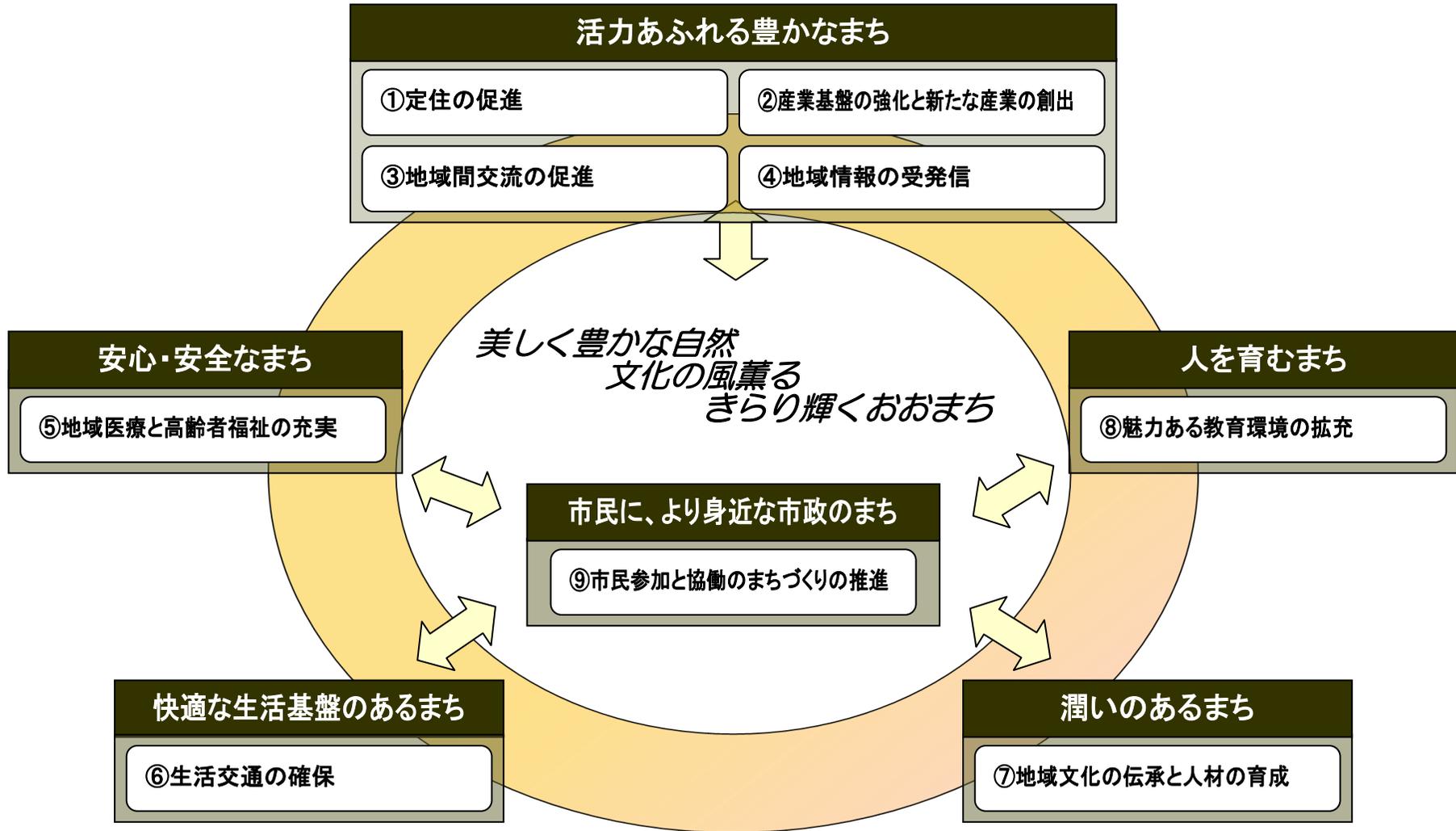
市民と行政がお互いの役割を分担しながら、それぞれの協働によるまちづくりを推進するため、地域住民がより参加しやすく、時代のニーズに対応した住民自治組織の構築を目指します。

また、住民がより一層地域づくりに関心を持ち、参加が促進されるよう、市民の知恵を地域づくりに直接反映させることができる制度の整備を推進します。

(6) 計画の期間

平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 ヶ年とします。

自立促進の基本方針(体系図)



1 産業の振興

(1) 現況と問題点

【八坂地区】

① 農 業

昭和 60 年に 155ha あった耕地面積が、平成 22 年には 75ha と半分になり、耕作放棄地の増加と林地化が進んでいます。

平成 11 年度より水田のは場整備事業を導入し、23.4ha を整備するとともに、稲作の作業受託を行う営農組合の設立と、大型機械の導入による農業経営の省力化・効率化は一定の成果が上がったものの、機械の老朽化や組合員の高齢化による後継者不足などが新たな課題となっています。

また、第 2 次構造改善事業で整備した三原、四辻の農業団地では、有機農法による高原野菜や契約によるそば栽培など、消費者ニーズに合った作物が導入されていますが、農業従事者の高齢化や価格の低迷による農業離れ、兼業化が進展しており、担い手の育成を図っていく必要があります。

特産加工品については、地域内農産物の加工販売事業の企業化への取組みを行ってきましたが、民間企業が参入し、地域内の農産物の加工販売を行う状況となり、一定の成果が上がりました。

② 林 業

地区面積の 84% を占める 2,848ha が山林で、畑地等から転換する造林地もあり、山林面積は増加傾向にあります。当地区は、有害鳥獣対策・防災対策を目的として平成 19 年度から森林整備を進め、平成 26 年度までに 1,192ha の整備が完了しており、防災対策としての機能も担っている状況にあります。

しかし、林業経営は長い年月を必要とする仕事であり、木材価格の低迷等から森林保有者の生産意識は低下し、後継者が育たない状況にあるとともに、不在地主の増加により森林の荒廃が進んでいます。

現在、山村留学生を主体とした森林散策道（ネイチャートレイル）の体験学習や市民の憩いの場としての活用、貴重な水源の涵養など、森林の持つ多面的な機能が見直されており、育林のための除間伐施業や山菜、特用林産物の生産促進など、森林を活用し、保全していく取組みが必要です。

③ 商 業

商店は、燃料や食品雑貨を販売する小売店がありますが、消費者ニーズの多様化とともに、市街地や隣接市等の大型店に依存する傾向が強く、経営規模が小さい商店にとっては厳しい状況になっています。このため、農業等異業種間との連携や住民ニーズにあった商品販売、サービス内容の多様化など、様々な流通戦略を模索することで活性化を図る必要があります。

④ 工 業

自動車部品の加工・工業用砥石製造、カメラの部品加工、木工等の事業所が6社あり、200人ほどが就業し、地区外からの通勤者も多い状況ですが、長引く経済不況の中で、厳しい経営状況にあり、環境の変化に柔軟に対応していく企業体質を備えていくため、引き続き経営基盤強化に向けた支援が必要です。

⑤ 観 光

北アルプスの眺望がすばらしい鷹狩山頂や、貴重な動植物が生息する唐花見湿原、平安時代の文化を今に伝える藤尾覚音寺などの自然・歴史建造物のほか、郷土文化の体験が出来る八坂ふるさと体験館、ラフティング等のアウトドアスポーツを楽しめる犀川のふれあいセンターさざなみ、鷹狩山展望施設を指定管理者制度により運営していますが、これらの施設も建設以来10年余が経過し、各所で修繕が必要な状況にあります。

観光客ニーズが多様化する中で、地区内だけではなく市内各所の観光拠点との連携を促進するとともに、里山の自然や文化、暮らしを活用した滞在型観光の一層の進展を図るなど、様々な企画により周遊性に富む魅力的な観光を展開し、時代とニーズに対応した観光振興を推進していく必要があります。

【美麻地区】

① 農 業

昭和26年積雪寒冷単作地帯の指定を受けて以来、各種の地域指定を受けてきました。近年では、平成2年に中山間地農業振興地域として指定を受け、農道、農業用排水路、圃場整備を中心とした基盤整備及び共同施設の整備、新規作物導入による複合経営等を推進してきました。

また、昭和54年からの農用地の有効利用や生産組織・中核農家の育成を目指し、野菜団地の造成・地区再編農業構造改善事業（南部地区）・農村基盤総合整備事業（北部地区）を行うとともに、山村振興農林漁業改善事業における第1期では、有線放送施設、第2期では基幹集落センター、第3期では防災情報無線、第4期では市民農園の整備を主要な事業として取り組んできました。

平成22年現在、総農家戸数は147戸、そのうち販売農家は79戸（53.7%）で、稲作に対する依存度が高く、農産物販売金額の91.5%を占めています。

しかし、農業に取り組む従事者の状況は、高齢化、後継者不足により深刻で、担い手組織の充実が重要な課題となっています。また、市民農園の利用者や、Iターン者の中には、農業就業に積極的な方もいることから、新規就農者への支援体制の構築を図る必要があります。

② 林 業

5,917ha（地区面積の89.4%）を占める山林での林業は、かつて農業と並ぶ基幹産業でしたが、昭和30年代の燃料革命並びに安価な外国産材の輸入増大、木材需要の低

下等により競争力の低下を招き採算不可能となり、現在では産業としての林業の役割は極めて限られたものとなっています。

一方で、昨今の環境意識の高まり等により、水源涵養機能など森林の果たす役割が見直され、全国的に森林を守るための活動が活発に行われるようになってきました。こうしたことから、各種補助事業を活用し、団地化による整備費用の軽減を図る必要があるとともに、森林の積極的な活用に向けて、観光産業との連携やバイオマス資源としての活用方策の検討など、新たな分野の開拓に向け取り組む必要があります。

③ 商 業

道路整備やマイカーの普及により、通勤、通学の帰途買い物をする傾向が強く、近年では長野市や松本市にまで買物圏が広がっています。

人口減少や高齢化に伴い、消費購買力が著しく低下した結果、商品販売が鈍化し、活気がなくなっている状況です。

今後は、農業等異業種間との連携や住民ニーズにあった商品販売、サービス内容の多様化など、様々な流通戦略を模索して活性化を図る必要があります。

④ 工 業

製造業は、木工工芸、食品製造業等が主ですが、いずれもその経営基盤は脆弱で、雇用人数も極少なく、将来にわたり地域活力を維持していくための本格的な雇用の場とはなり得ていない状況です。

昨今の経済情勢等を考慮すると、地区への企業誘致は現実的でなく、また、単独で有効的な対策を打ち出すことは大変困難な状況であることから、広域的な対応が必要です。

⑤ 観 光

観光産業は、隣接する大型観光地の中にあって、美しい自然や清涼な空気に恵まれ、北アルプスを望む良好な景観を活かした民宿経営を中心に発展してきました。

現在4戸を数える新行民宿組合は、学生村発祥の地として歴史が深く、夏期の学生村、スポーツ合宿で賑わいを見せていましたが、学生の価値観の変化や後継者の不足、高齢化とともに、隣接するスキー場の閉鎖等により、廃業が目立ち民宿経営は岐路に立たされています。

観光客ニーズが多様化する中で、地区内だけではなく市内各所の観光拠点との連携を促進するとともに、里山の自然や文化、暮らしを活用した滞在型観光の一層の進展を図るなど、様々な企画により周遊性に富む魅力的な観光を展開し、時代とニーズに対応した観光振興を推進していく必要があります。

(2) その対策

農業については、少子高齢化や担い手不足、有害鳥獣被害による耕作意欲の減退とこれに伴う農地の遊休荒廃化など、中山間地の農業を取り巻く情勢は厳しさを増しています。土地基盤整備や遊休荒廃農地の有効活用、農業後継者の確保・育成を図るとともに、地産地消を推進する中で、米、野菜、蕎麦など立地条件を活かした作物の栽培を促進し、各地域の特色を活かした付加価値の高い安心・安全な農産物の産地づくりに努めます。

また、特産加工品については、地域資源を活かした特色ある産品を創出し、高付加価値化を図る中で、生産組織の育成を図ります。

林業については、国土の保全や水源涵養など、森林の持つ多様な公益的機能の維持が重要となっており、育林施業や林道整備、担い手の確保などを進めます。また、地域材の有効利用や特用林産物の効率的な活用を図ります。

商業については、地域に密着した魅力ある商店づくりを促進するとともに、関係機関と連携した振興を図ります。

工業については、景気が低迷する中、地域経済の活性化が求められており、中小企業の経営基盤強化への支援など既存企業の育成を図ります。

観光については、観光施設等の整備、充実を図るほか、周辺地域と連携した誘客宣伝や観光振興を行うとともに、山間地の持つ美しい自然や歴史、文化など豊富な資源を活用した農林業や田舎暮らし体験など、滞在型の体験交流を促進します。

また、農林業や特産加工、観光などで、意欲ある若者が地区内での起業、就業にチャレンジすることができる制度を創設するほか、女性や高齢者が主体となって地場産業を創出できる体制づくりや人材育成を進めるとともに、特産物の高付加価値化に向けた商品の企画・開発・販売促進・広報などのマーケティング事業を実施することで、地域資源を活かした新たな働き場所の確保に努めます。

【八坂地区】

① 農 業

農道や用排水路、ため池など、農業生産基盤の整備を進めるほか、農地の流動化と集積による専業農家の育成や、大型共同機械等の導入による作業受託組織の充実を図り、効率的な生産体制の強化と農業経営の安定化を進めます。また、棚田オーナー制などの都市や地域間交流による耕作を推進するとともに、有効な鳥獣被害防止対策を進め、美しい景観である棚田や傾斜畑の保全に努めます。

農作物については、消費者ニーズに合致した有機野菜など、環境保全型農業を推進するとともに、米、そば、豆類、雑穀など、産品の高付加価値化を促進し、小規模な農業でも採算がとれるシステムづくりに努めます。

特産加工品については、地域の特性を活かした商品開発と高付加価値化の促進、生産グループの育成や販売所の整備等を行うことで産業の再興を図ります。

また、そば等の特産物や加工品の販売促進を図るためのイベントを計画的に開催します。

② 林業

森林の集約化による効率的な間伐等の森林整備を進め、林業経営の再生を目指すとともに、森林病虫害の駆除を徹底し、健全な森林造成を進めます。また、憩いの場や貴重な水源涵養など森林の持つ多様な機能を保全するために、育林意識の啓蒙や、森林の活用事業を促進します。

③ 商業

農業等異業種間との連携やサービス内容の多様化など、様々な流通戦略を模索し、地域の利用者や観光客などの消費者ニーズに対応した商品やサービスの提供に努めるとともに、商業情報の提供等により、商業振興を推進します。

④ 工業

経営支援に関する情報提供や近代化による設備投資への支援などにより、企業の経営基盤強化を図ります。

⑤ 観光

山村留学生や修学旅行生などの受け入れ体制を強化するとともに、多様化する観光客ニーズに対応するため、関係団体等との連携を強化し、周遊性に富み魅力ある滞在体験型観光を推進します。

また、老朽化している観光施設や設備については、計画的な整備を進めることで施設の充実に努めます。

公園等については、地域住民や自治組織との協働により、観光客等が安らぎ、憩える場として整備します。

【美麻地区】

① 農業

農道舗装、用排水路の改修など、農業生産基盤の整備に努めるとともに、高齢化、担い手の減少に伴い、遊休荒廃農地が増加する中、認定農業者・営農集団組織による農地利用集積や農作業の受委託を促進します。

また、地域の産業創出を目的に人材育成に努め、地域食材を活用した加工所、販売所の整備を進めるとともに、そば等の特産物や加工品の販売促進を図るイベントを計画的に開催します。

急速に進む有害鳥獣被害に対し、有効な対策を進めるとともに、棚田や傾斜畑の利活用を推進します。

② 林業

国土の保全・水源涵養・二酸化炭素吸収等の公益的機能が十分発揮することができる健全な森林育成に向け、施業地の集約化による効率的な森林整備を進め、林業経営の再生を目指します。

③ 商 業

高齢者や観光客等を主体とした商品開発など、地域に密着した商業を推進します。

④ 工 業

経営支援に関する情報提供や近代化による設備投資への支援などにより、企業の経営基盤強化を図ります。

⑤ 観 光

観光施設については計画的に修繕を行うことで、歴史文化資源を活用した観光事業を推進します。

また、公園施設については、利用者の利便性を図ることによりサービスの向上に努めます。

(3) 事業計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
1. 産業の振興	① 農業	地域営農システムの推進 (堆肥センター、営農組合の育成、担い手育成、 利用集積の推進、農業機械更新、団体組織の育 成、農業機械共同化の推進等)	市	特別事業 (※1)
		地産地消推進事業 (特産品の開発・加工所修繕・機器・販売所整備 等)	市・自 (※2)	特別事業
		有害鳥獣被害対策 (駆除道具、従事者対策等)	市	特別事業
		有機農業、環境保全型農業の普及推進	市	特別事業
		棚田、傾斜畑の有効活用事業	市・自	特別事業
		農業施設整備事業 (水路整備、ため池整備等)	市	特別事業
		特産物販売促進イベント事業	市・自	特別事業
	② 林業	森林造成事業 (除伐、間伐、作業道、緩衝帯整備等)	市	特別事業
	⑤ 観光	体験交流事業 (田舎・農業体験交流等)	市	特別事業
		観光拠点整備事業 (鷹狩山、唐花見湿原、親水公園等)	市	

		観光施設改修・設備整備事業 (さざなみ、鷹狩山展望施設、ふるさと体験館、麻の館、水車小屋、公園等)	市	特別事業
	⑥ その他	起業、就業チャレンジ事業	市・自	特別事業
		特産化に向けたマーケティング事業	市・自	特別事業
		女性等による地場産業創出	市・自	特別事業

※1 特別事業：過疎地域自立促進特別事業

※2 自：自治組織等

2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

【八坂地区】

① 国・県道

国道 19 号及び主要地方道大町麻績インター千曲線は、通勤通学などの住民生活や経済活動の幹線道路になっているとともに、一般県道美麻八坂線・舟場矢下線は、主要地方道に接続し、隣接する地域への連絡道となっています。

現在進められている主要地方道大町麻績インター千曲線、相川下地籍の拡幅改良は、交通の安全確保の観点からも早期完成が望まれます。

② 市 道

重要な生活路線である市道は、改良率が 14.4%と他地区に比べ、大幅に低い状態であり、多くの路線で幅員が狭く、急勾配なうえ、曲線が多く、住民生活への支障が懸念されており、引き続き整備が必要です。

また、道路舗装の経年劣化等が進み交通の障害になっており、計画的な整備が必要です。

③ 農 道

農業の生産性向上と営農の近代化・省力化に対応するため、今後も舗装等の改修整備が必要です。

④ 林 道

林業経営の効率化を図り、森林資源を最大限活用するための林道整備を推進し、林業経営の活性化を図っていくことが必要です。

⑤ 交通確保対策

地区の東部、国道 19 号沿線から市街地を結ぶ、市民バス八坂線と国道や主要地方道から離れた集落をカバーし八坂線に接続する、市民バス山手線の 2 路線を運行しています。

平成 21 年にバス運行形態の見直しを図り、山手線を創設するとともに、スクールバス等で経路や時間帯が同一の便を市民バスに移行したため、多くの住民が利用している状況ですが、今後も引き続き住民ニーズに対応した運行が求められています。

市道等の安全施設については、急峻な地形の中で、交通の安全を確保するために不可欠であり、計画的な整備が必要です。

⑥ 道路除雪機械等

冬季間における通勤・通学などの住民の安全な通行を確保するため、更新時期にきている除雪機械の更新を行うなど、道路の除雪体制を整備する必要があります。

⑦ 電気通信施設等情報化のための施設

平成 18 年度に光ファイバーを利用した総合情報通信ネットワークシステムを整備し、テレビ難視聴地域の解消とともに、音声告知放送、自主テレビ放送、インターネットサービスを美麻地区と共同で行っていますが、高度情報化社会の中で、情報通信基盤の整備を旧大町市域で行い、平成 23 年度からは、全市域で一括した事業運営を行っていくこととなりました。しかし、経済的な条件から民間事業者が参入できないインターネット事業においては、八坂、美麻地区のみで継続することとなり、美麻地区と共同で使用しているセンター機器の更新が必要です。

また、各地区で整備した年度の違いから送信方法が異なるため、平準化するための通信機器等の整備が必要です。

⑧ 地域間交流

交通手段や情報通信技術の発達により住民の行動範囲が拡大し、地域間の往来や情報交換が容易になっており、それに伴い価値観や生活様式が多様化しています。

こうした中、それぞれの地域が個性的で活力のある地域に発展するためには、既存の行政区域の枠を超えた広域的な地域間の連携が必要です。

【美麻地区】

① 国・県道

地域を走る県道 6 路線によって、近隣市町村及び J R 大糸線に連絡しています。長野大町線及び白馬美麻線は、オリンピック関連道路として整備が実施され、長野市、白馬村へのアクセスは格段に向上しましたが、未だに残る冬期危険区間の早期改修等、主要地方道としての質的向上を強く働きかける必要があります。

また、川口大町線は、長野市信州新町と市街地を結び、南部地区住民のアクセス道路として、小島信濃木崎停車場線は、仁科三湖や国道 148 号へ、美麻八坂線は八坂地区へ、青具築場停車場線は、J R 築場駅と国道 148 号へ通じる道路として、いずれも欠かすことのできない路線であり、引き続き改良工事等による路線整備に向けた働きかけを一層強める必要があります。

② 市 道

住民生活に密着した生活関連道路としての市道は、当地域特有の冬期における厳しさもあり、引き続き改良工事等の計画的な整備が必要です。

③ 農 道

農業の生産性向上と営農の近代化・省力化に対応するため、今後も舗装等の改修整備が必要です。

④ 林 道

森林資源を最大限活用するための林道整備を推進し、林業経営の効率化・活性化を

図っていくことが必要です。

⑤ 交通確保対策

地区の北部と市街地を結ぶ市民バス美麻コースは境の宮線と川手線の2路線を運行しています。

平成20年にはバス運行形態の見直しを図り、3路線を2路線に変更したことにより乗り継ぎの利便性が向上し、多くの住民が利用している状況にあります。今後も引き続き住民ニーズに対応した運行が求められています。

また、市道等の安全施設については、急峻な地形の中で、交通の安全を確保するために不可欠であり、計画的な整備が必要です。

⑥ 道路除雪機械等

本地域は、豪雪地帯の指定を受けており、冬期間における通勤・通学などの住民の安全な移動手段を確保するため、道路の除雪機械の計画的な整備・更新の必要があります。

⑦ 電気通信施設等情報化のための施設

平成12年度に光ファイバーを利用した総合情報通信ネットワークシステムを整備し、テレビ難視聴地域の解消とともに、音声告知放送や自主テレビ放送、インターネットサービスを八坂地区と共同で行っていますが、高度情報化社会の中で、平成23年度からは情報通信基盤の整備を旧大町市域で行い、全市域で一括した事業運営が始まることとなりました。しかし、経済的な条件から民間事業者が参入できないインターネット事業においては、八坂、美麻地区のみで継続することから、老朽化したセンター機器の更新が必要です。

また、耐用年数の到来による光ケーブル網や地区内送信のためのセンター機器、各地区の送信方法を平準化するための通信機器等を整備していく必要があります。

⑧ 地域間交流の促進

都市や地域間交流の拠点である「美麻温泉交流施設ぽかぽかランド」や「ふたえ市民農園」、「おおしお市民農園」は、いずれも建設から十数年を経過し傷みが発生していることから、計画的な修繕の必要があります。

また、ぽかぽかランドは平成26年11月に発生した長野県神城断層地震により、経営の縮小を余儀なくされていますが、平成28年度には敷地内に新たに入浴施設を建設する予定としており、今後も適確な運営に努めるとともに、施設利用者と地域住民との交流を一層推進する必要があります。

(2) その対策

国・県道の整備については、市内の各地区間や市外への円滑な交通を確保するため、国・県に対して積極的に働きかけを行います。

市道については、住民の生活や経済活動のための重要な基盤として、計画的に整備

を行います。また、国・県道へのアクセスの向上や地域間の交流を促進します。

農道・林道については、農作業や森林整備の効率化及び生産性の向上を図るため、計画的な整備を行い、地域の農林業の活性化を図ります。

電気通信施設等情報化のための施設については、地域情報化の基盤整備を行うとともに、行政情報の提供など地域内の情報通信ネットワークの有効な活用を図ります。

交通確保対策については、市民バス等の効率的な運行と利用者の拡大に努めます。

道路除雪機械等については、冬期間の安全な道路交通を確保するため、除雪体制の整備を進めます。

地域間交流については、市民農園の拡充に努めるとともに、住民の生活圏が拡大する中で、地域間の交流を促進し、地域の活性化を図ります。

【八坂地区】

① 国・県道

交通の安全性を高めるための道路整備や冬季の安全な通行を確保するための対策を働きかけていきます。

特に、地区と市街地を結ぶ唯一の道路である主要地方道大町麻績インター千曲線の相川下地籍の拡幅改良工事の早期完成は、地区内の大きな課題であることから、積極的に県等関係機関へ働きかけていきます。

② 市 道

幹線や生活路線としての市道は、住民生活に密着した路線であるため、改良や舗装等きめ細かな整備を計画的に進め、安全な交通を確保します。

③ 農 道

営農の省力化と近代化に対応するため、地域の実情に応じ、未舗装道路の舗装化や農道の修繕などを計画的に進めます。

④ 林 道

森林整備に必要な林道・作業道の整備を計画的に進め、林業の効率化と活性化を図ります。

⑤ 交通確保対策

地区内唯一の公共交通機関である市民バスの運行については、自治会等を通じて住民意見を的確に把握し、時間帯や運行便数等の見直しを図ります。

また、市民バス車両は、平成 25 年度から順次更新して安全な運行に努めています。

遠距離の児童生徒や園児を送迎する地域振興バスは、市民バスとの連携を一層強化する中で、効率的な運行を継続します。

急峻な地形を有する当地区の道路は危険性が高いため、交通安全対策を行うとともに、通学路の安全を確保するための街路灯整備や住民がボランティアで道路清掃等を行う道路愛護事業を拡充していきます。

⑥ 道路除雪機械等

除雪機械の整備や除雪体制を充実させ、降雪時の交通の確保と安全を図ります。

⑦ 電気通信施設等情報化のための施設

当地区が平成 18 年度に整備したケーブル網の伝送方式は、同軸ケーブルを含む FTTC 方式であるため、耐用年数の到来に併せて、旧大町市域で進めている FTTH 方式によりケーブル網を更新します。

また、現在の送信方法の違いから各地区を平準化する通信機器の整備やインターネット関連機器の整備等を図るとともに、インターネットを活用し、地区内コミュニティの向上と、地区外へ有効な田舎暮らし情報を発信します。

⑧ 地域間交流

地域間交流の拠点である「交流促進センター明日香荘」を核として、より広域的な見地から、幅広い分野での交流を促進し、地域の活性化を図ります。

また、地区内の空き家等の有効活用を促進し、移住・交流事業を推進します。

【美麻地区】

① 国・県道

オリンピック関連道路といわれる長野大町線、白馬美麻線の整備は一定のレベルに達していますが、大型車両の交通量増大に伴う、地域住民の不安は大きいものがあるため、今後も他の県道を含め安全性を高めるための整備や、冬期間の安全な通行対策の実施を働きかけます。

② 市道

幹線及び生活道路の適切な維持管理に努めるとともに、冬期間の安全と雪に強い道としての改良を進めます。

③ 農道

営農の省力化と近代化に対応するため、地域の実情に応じ、未舗装道路の舗装化や農道の改良などを計画的に進めます。

④ 林道

森林整備に必要な林道・作業道の整備を計画的に進め、林業の効率化と活性化を図ります。

⑤ 交通確保対策

利用者の立場に立った路線や、運行時刻の設定に努めるとともに利用実態を勘案しつつ、その運営や運行方法について見直しを図り、公共交通機関の維持に努めます。

また、市民バス車両は、平成 24 年度に 1 台を更新して安全な運行に努めています。

急峻な地形を有する当地区の道路は危険性が高いため、交通安全対策を行うとともに、通学路の安全を確保するため街路灯の整備を進めます。

⑥ 道路除雪機械等

当地区における冬期間の除雪の重要性から、現在の除雪水準の維持に努め、通勤・通学などの住民の安全な移動手段を確保するため、道路、歩道の除雪機械の整備を図ります。

⑦ 電気通信施設等情報化のための施設

当地区が平成 12 年度に整備したケーブル網の伝送方式は、同軸ケーブルを含む HFC 方式であるため、耐用年数の到来に併せて、旧大町市域で進めている FTTH 方式によりケーブル網を更新します。

また、現在の送信方法の違いから各地区を平準化する通信機器の整備やインターネット関連機器の整備等を図るとともに、インターネットを活用し、地区内コミュニティの向上と、地区外へ有効な田舎暮らし情報を発信します。

⑧ 地域間交流

ぽかぽかランドは、道の駅の機能も有する施設であることから、地場産品販売の通年営業や地域活性化イベントの充実等についても推進します。また、市民農園の充実を図り、都市や地域間交流を進めるとともに、市民農園利用者の有能な技術技能等を発揮して地域の人材として受入れ、地域振興の方策を検討します。

また、地区内の空き家等の有効活用を促進し、移住・交流事業を推進します。

(3) 事業計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	② 市道 道路整備	相川四辻線 L=1000m W=6m	市	
		一の瀬切久保線 L=100m W=5.5m	市	
		三原線 L=800m W=5.5~7.3m	市	
		一の瀬切久保線 L=300m W=4~6m	市	
		矢下野平線 L=4000m W=3~6m	市	
		一の瀬線 L=200m W=3~5m	市	
		相川藤尾線 L=300m W=5m	市	
		大平押の田線 L=500m W=6m	市	
		押の田宮の尾線 L=400m W=3~5m	市	
		大塚野平線 L=800m W=3~6m	市	
		栃沢上村線 L=800m W=5m	市	
		大八線 L=400m W=4m	市	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

		小松尾線	L=300m	W=3~6m	市	
		菅の窪線	L=200m	W=3~5m	市	
		横瀬塩の貝線	L=100m	W=3~5m	市	
		大平線	L=200m	W=3~6m	市	
		矢下大平線	L=350m	W=3.5m	市	
		新行池の平線	L=1000m	W=4m	市	
		米山塩の川線	L=1000m	W=4m	市	
		下村柏木立線	L=200m	W=4m	市	
		湯の海牛街道線	L=1000m	W=4m	市	
		西の沢線	L=300m	W=4m	市	
		御堂の入線	L=300m	W=4m	市	
		湯の海向坂線	L=500m	W=4m	市	
		寺下光仏線	L=200m	W=4m	市	
		下在地二重沢線	L=200m	W=4m	市	
		藤押出線	L=1000m	W=4m	市	
		矢久川手線	L=100m	W=4m	市	
		湯の海千見線	L=200m	W=4m	市	
		青木平蟻坂線	L=300m	W=6m	市	
		大黒線	L=160m	W=4m	市	
		小藤村中線	L=100m	W=4m	市	
		糠塚線	L=500m	W=5m	市	
		本村下線	L=200m	W=5m	市	
		新行参道線	L=100m	W=4m	市	
		石原中ノ在線	L=100m	W=5m	市	
		矢久中平線	L=200m	W=3m	市	
		小藤一字田線	L=150m	W=4m	市	
		立石うちがいと線	L=100m	W=3m	市	
		馬場線	L=100m	W=3m	市	
		中村西原線	L=150m	W=4m	市	
		丸切清水池線	L=500m	W=3m	市	
		大藤線	L=900m	W=6m	市	
		蟻坂線	L=2500m	W=7m	市	
		青具北小川線	L=500m	W=4m	市	
		米山西山線	L=800m	W=4m	市	
		本村境の宮線	L=100m	W=7m	市	
		大笹細貝線	L=1000m	W=3m	市	
		中ノ貝線	L=100m	W=4m	市	
		二重沢線	L=700m	W=3m	市	
	橋梁整備	新田南村線桑梨橋	L=7m	W=5m	市	

	維持管理	市道維持管理事業	市	特別事業
③ 農道	農道整備	切久保線 L=300m W=4m	市	
		三原線 L=500m W=4m	市	
		四辻線 L=100m W=3m	市	
		中村線 L=100m W=3m	市	
		野平中線 L=300m W=4m	市	
		下田線 L=100m W=3m	市	
		青木平1号線 L=140m W=3m	市	
		高根線 L=100m W=3m	市	
		境の宮向1号線 L=200m W=3m	市	
	維持管理	農道維持管理事業	市	特別事業
④ 林道	林道整備	矢田川線 L=200m W=4m	市	
		大ひら線 L=300m W=4m	市	
		鳥立線 L=200m W=3m	市	
		大滝線 L=100m W=3m	市	
		上籠線 L=100m W=3m	市	
		西の沢線改良 L=550m W=4m	市	
		江老線 L=250m W=4m	市	
		大山線 L=200m W=4m	市	
		新行東線 L=300m W=4m	市	
		新行山線 L=300m W=3m	市	
	維持管理	林道維持管理事業	市	特別事業
⑤ 交通確保対策		交通安全施設設置事業	市	特別事業
		街路灯設置事業	市	特別事業
		市民バス運行管理	市	特別事業
		市民バス車両整備	市	
		地域振興バスの運行管理	市	特別事業
		道路愛護会活動推進事業	市	特別事業
⑥ 道路除雪機械等		雪害対策事業（除雪機械更新等）	市	特別事業
⑦ 電気通信施設等 情報化のための施設		施設整備（CATV光ケーブル）	市	
		インターネットセンター機器整備	市	
		ケーブルテレビ機器整備、活用事業	市	特別事業
		インターネット活用事業	市・自	特別事業
⑧ 地域間交流		明日香荘整備改修事業	市	特別事業
		ぽかぽかランド整備改修事業	市	特別事業
		市民農園交流事業	市	特別事業
		市民農園改修事業	市	特別事業
		空き家有効活用事業	市・自	特別事業

3 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

【八坂地区】

① 水道施設

現在、地区全域の居住地域について、公営の簡易水道事業により給水を行っており、平成5年度より、それまで水源別に分離していた南部水系と中央水系を連結・統合し、新たに必要となった配水池の増設工事を行うとともに、各配水施設における遠方監視システムを充実させることにより、住民への安定した給水の確保に努めてきました。

しかし、近年、施設の老朽、劣化が著しい上、特に急傾斜地を導水する水道管の破裂等に伴う漏水に加えて、土砂崩落に伴う管路網への影響が懸念されることから、住民の生活環境や、将来の水需要等を考慮し、更に安定した給水形態について具体的な対策が必要です。

② 生活排水処理施設

地区内には、5つの農業集落排水施設（切久保、野平、舟場、野平南、明野）があり、それ以外の地区は浄化槽により生活排水の処理を行っており、平成26年度末の水洗化普及率は、89.0%となっています。

今後の生活排水処理施設の整備にあたっては、地形的に農業集落排水施設のような集合処理は非効率なことから、浄化槽を設置する地域住民に対して、設置補助を行うことにより、水洗化率の向上に努める必要があります。

③ 廃棄物処理施設

容器包装リサイクル法の施行に合わせ、資源物の分別収集を実施してきましたが、合併により市内処理施設での処理が可能となりました。

国・県のごみ処理の広域化計画に基づき、広域的な処理体制と施設整備が必要であるととも、年々増加する家庭ごみの減量化と循環型社会への取り組みが必要です。

④ 消防施設

広域で組織する常備消防と、消防団組織による非常備消防については、消防活動等で使用する資機材等の充実を図っています。しかし、消防団員の高齢化や転出等による適齢者の減少により、緊急時における団員の確保が困難な状況にあり、団組織の見直しや自主防災組織の活用等について検討を行う必要があります。

消防施設は老朽化した施設も多く、有事の際に効率的な対応を図るため、施設の近代化等の整備が必要です。

また、消防団が使用する消防無線については、電波の有効利用を図る観点から、平成15年10月に電波法関係審査基準が改正され、デジタル化が義務付けられており、山間地の活動体制強化のため、平成26年度にデジタル消防無線の整備を行いました。

⑤ 防災施設

防災行政無線については、電波の有効利用を図る観点から、平成15年10月に電波法関係審査基準が改正され、新設または全面更新の際にはデジタル化が義務付けられており、山間地の活動体制強化のため、平成20年度にデジタル同報系防災行政無線の整備を行いました。

⑥ 住宅

市営住宅は、昭和58年度から建設し、現在30戸を設置しています。一戸建て平屋住宅で敷地も広く、快適な環境、交通条件の良さなどが建設当時から好評で全戸利用されていますが、建設年度の古い15戸については、施設改修が必要となっています。

また、平成9年度から26年度までに建設した定住促進住宅19戸についても好評で、それぞれ人口の定着化につながっています。

今後さらに、若者等の定住を促進するための住宅建設と、集落機能強化のための住宅施策が必要です。

⑦ その他

山間傾斜地が多く、降雨、融雪時には河川の氾濫、地すべり、土砂流出等の災害が発生する危険があります。災害の発生を防止し、自然環境を保持するため、治山、治水事業を県等との連携により実施していくとともに、自然災害に対応していく意識の高揚や訓練などの対策を強化する必要があります。

また、景観形成や環境美化のために、多くの住民が公共施設や道路周辺で花木の植栽を行う「花いっぱい事業」の拡充を図る必要があります。

【美麻地区】

① 水道施設

現在、地区のほぼ全域の居住地域について、公営の簡易水道事業により、給水を行っています。

合併以前に、地区南部に位置する大塩水系の給水区域拡張から、地区中央部を南北に縦断する三つの水源水系について連結・統合を図ったほか、新行水系の給水区域内の施設整備など、順次、安定した給水網の整備を進めてきました。

近年は、老朽化が進んでいる施設の更新が必要となっているほか、災害への備えや、経常的維持コストの抑制に向けた配水形態の見直しなど、今後、さらに安定した給水環境を構築する必要があります。

② 生活排水処理施設

地区内は、地形的に農業集落排水施設のような集合処理は効率が悪いことから、浄化槽により生活排水の処理を行っており、平成26年度末の水洗化普及率は、72.5%となっています。

今後も、浄化槽を設置する地域住民に対して、設置補助を行うことにより、水洗化

率の向上に努めることが必要です。

③ 廃棄物処理施設

容器包装リサイクル法の施行に合わせ、資源物の分別収集を実施してきましたが、合併により市内処理施設での処理が可能となりました。

国・県のごみ処理の広域化計画に基づき、広域的な処理体制と施設整備が必要であるととも、年々増加する家庭ごみの減量化と循環型社会への取り組みが必要です。

④ 消防施設

広域で組織する常備消防と、消防団組織による非常備消防については、消防活動等で使用する資機材等の充実を図っています。しかし、消防団員の高齢化や転出等による適齢者の減少により、緊急時における団員の確保が困難な状況にあり、団組織の見直しや自主防災組織の活用等について検討の必要があります。

消防施設は老朽化した施設も多く、有事の際に効率的な対応を図るため、施設の近代化等の整備を進めていく必要があります。

また、消防団が使用する消防無線については、電波の有効利用を図る観点から、平成 15 年 10 月に電波法関係審査基準が改正され、新設または全面更新の際にはデジタル化が義務付けられており、山間地の活動体制強化のため、平成 26 年度にデジタル消防無線の整備を行いました。

⑤ 防災施設

防災行政無線については、電波の有効利用を図る観点から、平成 15 年 10 月に電波法関係審査基準が改正され、デジタル化が義務付けられており、山間地の活動体制強化のため、平成 20 年度にデジタル同報系防災行政無線の整備を行いました。

⑥ 住宅

住宅対策は過疎対策の一環として、昭和 51 年度より市営住宅の建設を続けた結果、人口増に一定の成果を上げています。建設時期の早い住宅については、老朽化が著しく進んでおり、建て替えが必要な時期を迎えています。

また、若者等の定住を促進するための住宅建設と、集落機能強化のための住宅施策が必要です。

⑦ その他

山間傾斜地が多く、降雨、融雪時には河川の氾濫、地すべり、土砂流出等の災害が発生する危険があります。災害の発生を防止し、自然環境を保持するため、治山、治水事業を県等との連携により実施していくとともに、自然災害に対応していく意識の高揚や訓練などの対策を強化する必要があります。

また、多くの住民が景観形成や環境美化のために、公共施設や道路周辺で花木の植栽を行う「花いっぱい事業」の拡充を図る必要があります。

(2) その対策

水道施設については、各地区内の居住地域のほぼ全域において、公営の簡易水道事業による給水網が確保されていますが、年々、配水池や管の老朽化が進む一方で、居住人口の減少等による有収水量の低下から、既存施設の計画的な更新や耐震化等、新たな施設の整備については、公営簡易水道事業単独で実施していくことは困難な状況となっています。

このため、地区ごとの生活環境の将来性を見据え、経常的維持コストを抑えた機能的かつ安全で安定した給水形態について見直しを図りながら整備を行います。

また、将来、上水道事業との統合に向けて、一層の事業効率化に努めます。

生活排水処理施設においては、水環境の保全と快適な生活環境の整備による住みやすい地域づくりのため、浄化槽等の普及を促進します。

ごみ処理施設については、現在、広域的なごみ処理の必要性から、広域連合によるごみ処理の広域化計画を推進しているため、その実現に向けた取り組みを進めます。

消防施設では、消防設備や資機材等の充実を図るとともに、過疎化に伴い、初期消火活動を行う地域の消防団員の確保が困難である状況から、地域ぐるみの防災体制の整備を進めます。

住宅については、地域の活性化を図るため、快適で魅力ある住宅の整備、維持管理に努め、若者等の定住を促進します。

また、地域の美しい景観を維持、発展させるための住民活動を助長するとともに、両地区は急傾斜地が多く、降雨や融雪による地すべりなどの災害が多発する地区であるため、災害発生を防止し、自然環境を保持するため、治山・治水事業等の保全対策を推進します。

【八坂地区】

① 水道施設

既存施設の維持と日常における安定した給水の確保に努めるとともに、今後、特に土砂災害の発生が懸念される急傾斜地域に埋設された管路の布設替えをはじめ、さらに安全で安定した給水環境の構築を目的とした新たな導水管路の整備や施設整備等、緊急性や水需要に併せ、計画的に事業化を進めます。

② 生活排水処理施設

5つの農業集落排水施設については、適正な維持管理に努めます。また、浄化槽については、浄化槽設置補助事業により、未整備の住民に浄化槽の設置を促進し、水洗化率の向上を図ると共に既存の浄化槽については、浄化槽管理補助事業により適正な施設の管理が行われるよう努めます。

③ 廃棄物処理施設

ごみ減量化と分別収集の徹底による資源化を促進するとともに、広域によるごみ処理体制の推進を図ります。また、不法投棄対策として、定期的なパトロールと啓発を

行います。

④ 消防施設

消防設備や資機材等の更新及び充実については、消防活動等がより効率的・効果的に実施できるよう計画的に近代化等の整備を進めます。また、緊急時における消防団員の確保のため、組織体制の整備や啓発活動に努めるほか、防災訓練の実施や自主防災組織の育成による防火防災意識の高揚を図り、消防防災体制の強化を進めます。

消防防災体制強化のため、消防車両の更新や車庫の耐震化について、計画的に整備を進めます。

⑤ 防災施設

防災体制強化のため、移動系防災行政無線のデジタル化については、国からの方針が示された時点での整備が必要となります。

⑥ 住宅

過疎防止と若者の定着、集落機能強化を図るため、定住促進住宅の建設を促進するとともに、老朽化した市営住宅の改修を計画的に進めます。

また、定住するために住宅等の建設や改修を行う者への助成を行い、定住促進を図ります。

⑦ その他

河川の氾濫、地すべり、土砂流出等の自然災害から住民の生命と財産を守り、自然環境を保持していくため、一級河川の改修や維持管理事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の促進に向けた働きかけを行います。

また、多くの住民が景観形成や環境美化のために取り組んでいる「花いっぱい事業」の拡充を図ります。

【美麻地区】

① 水道施設

既存施設の維持と日常における安定した給水の確保に努めるとともに、地区内に分散する各集落への安定した水供給と、経常的維持コストを抑え、災害に強い給水網の構築に向けて整備し、特に緊急性の高い老朽管の布設替えと水源水系ごとに独立した給水区域間を連絡管で結ぶ統合整備について、計画的に進めます。

② 生活排水処理施設

浄化槽設置補助事業により、地区内の浄化槽の設置を促進し、水洗化率の向上を図ると共に、浄化槽管理補助事業により、既に設置された浄化槽の適正な維持管理に努めます。

③ 廃棄物処理施設

ごみ減量化と分別収集の徹底による資源化を促進するとともに、広域によるごみ処理体制の推進を図ります。また、不法投棄対策として、定期的なパトロールと啓発を行います。

④ 消防施設

消防設備や資機材等の更新及び充実については、消防活動等がより効率的・効果的に実施できるよう計画的に近代化等の整備を進めます。また、緊急時における消防団員の確保のため、組織体制の整備や啓発活動に努めるほか、防災訓練の実施や自主防災組織の育成による防火防災意識の高揚を図り、消防防災体制の強化を進めます。

消防防災体制強化のため、消防車両の更新や車庫の耐震化について、計画的に整備を進めます。

⑤ 防災施設

防災体制強化のため、移動系防災行政無線のデジタル化については、国からの方針が示された時点での整備が必要となります。

⑥ 住宅

老朽化が著しい市営住宅については、その必要性を厳格に見極めた中で、建て替えや水洗化を行うとともに払下げについても検討します。

また、若者の定住を促進する定住促進住宅の整備を進めるとともに、定住するために住宅等の建設や改修を行う者への助成を行い、定住促進を図ります。

⑦ その他

河川の氾濫、地すべり、土砂流出等の自然災害から住民の生命と財産を守り、自然環境を保持していくため、一級河川の改修や維持管理事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の促進に向けた働きかけを行います。

また、多くの住民が景観形成や環境美化のために取り組んでいる「花いっぱい事業」の拡充を図ります。

(3) 事業計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3. 生活環境の 整備	① 水道	統合施設整備事業 (送水連絡管等)	市	
		基幹施設改良事業 (送・配水管布設替、電気計装設備等)	市	特別事業

		水源保全事業	市	
② 生活排水処理施設		浄化槽補助事業	市	特別事業
		市営住宅水洗化事業	市	特別事業
		農業集落排水施設修繕・改修事業	市	特別事業
④ 消防施設		防火施設等整備事業 (消火栓・防火水槽)	市	特別事業
		消防自動車等整備事業	市	
		消防無線整備事業	市	
⑤ 防災施設		防災行政無線整備事業	市	
⑥ 住宅		住宅整備事業 (定住促進住宅建設、市営住宅改修等)	市	特別事業
		住宅等新增改築借入金利子補給事業	市	特別事業
⑦ その他		花いっぱい事業	市・自	特別事業

4 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

【八坂地区】

① 高齢者・障がい者福祉

高齢化率は、平成 27 年 9 月現在で 31.3%に達し、今後も高齢化は進むものと予想されます。

平成 12 年度に施行された介護保険制度は、地域に定着しつつありますが、制度創設に伴い、高齢者福祉の面では大きな転換がなされ、要介護者には、介護度に応じ希望するサービスが随時提供できるようになりました。しかし、介護予防事業は、当地域では集落が点在することに加え、参加する高齢者の交通手段がないなどの課題があります。

保健・医療・福祉サービスの提供に際しては、いずれも多方面からのアプローチを必要とすることから、行政やサービス提供者等、関係機関の連携を強化し、保健・医療・福祉のサービスが一体的かつ効率的に提供される必要があります。

元気な高齢者については、これまで培ってきた豊かな経験や知識を活かし、社会参加や産業振興等の幅広い分野で、その経験を発揮できる場を提供できるよう支援していくことが必要です。

障がい者(児)の社会参加については、地域社会の意識がまだ熟成されていないことから、地域で自立した生活を送れるよう障害福祉サービスの充実が必要です。また、近年は障がい者の高齢化についても課題となっています。

② 児童福祉

出生数の減少に伴い、保育園の園児数も激減傾向にあります。しかし、保育に対するニーズは多様化し、これに対応するため、保育園では、延長保育・一時保育・未満児保育・障がい児保育を充実していく必要があります。

また、小学生を対象とした児童クラブは、実施場所が狭く、機材も不足しているため、施設整備については計画的に進めていく必要があります。

③ 健康増進（保健）

健康増進施設として、診療所と併設して保健センターが設置されていますが、施設の老朽化や近年の新型インフルエンザへの対応等、医療危機管理体制を改善する必要があります。

また、高齢者の増加に伴い、保健・医療・福祉の連携を強めながら、健康づくりの推進、介護予防に関する諸問題に適切に対処できる体制を整えていく必要があります。

【美麻地区】

① 高齢者・障がい者福祉

高齢者比率は年々高まっており、平成 27 年 9 月現在 36.8%となっています。しか

しながら、当地域の高齢者は農業を中心に就業率は高く、今後も元気で意欲ある高齢者には、その豊富な知識と経験を、これからの地域づくりに活かしていただく場を提供するとともに、積極的な地域福祉活動への参加を推進し、心身ともに豊かな生活の実現を目指すことが望まれます。

平成12年度に始まった介護保険制度については、総合福祉センター「梨嶺」を核とした高齢者支援体制の充実による、きめ細やかな在宅福祉サービスの提供が求められています。

また、長年住み慣れた地域での生活を望む高齢者は多いものの、移動手段を持ち合わせていないことに不安を抱いていることから、共同生活住宅等の調査研究を進めるとともに、地域交通システムの拡充について検討を行う必要があります。

障がい者(児)の社会参加については、地域社会の意識がまだ熟成されていないことから、地域で自立した生活を送れるよう障害福祉サービスの充実が必要です。また、近年は障がい者の高齢化についても課題となっています。

② 児童福祉

核家族化、共働き世帯の増加などから保育ニーズが多様化する中で、延長保育・未満児保育を展開していますが、就労形態の変化などから延長保育時間の延長、一時保育や休日保育などに対するニーズは多様化してきています。

また、共働き世帯の増加に伴い、小学校では、平成12年度より放課後及び土曜日に児童クラブを実施しています。利用時間の延長や休校日での実施等、ニーズに対応した施策の展開により、今後も児童福祉サービスの充実を図る必要があります。

③ 健康増進（保健）

超高齢社会の進展により、健康を保つための保健活動の果たす役割は、ますます重要となっています。また、介護予防の観点からも保健活動が重要視されています。

健康教室の開催等により、健康づくりの推進、介護予防に関する諸問題に適切に対応できる地域支援体制を整えていく必要があります。

④ 低所得者対策

現在、定員30名の授産施設を運営していますが、経済の動向に左右されやすく、受託作業量の確保に支障をきたすこともあり、今後も効果的な運営について検討を進めます。

(2) その対策

高齢者福祉については、高齢者ができる限り自ら健康を保持し、生きがいを持って積極的に社会参加できるよう生きがい・健康づくり対策の充実を図ります。

障がい者福祉については、障がいのある人及びその家族の多様なニーズに対応できるよう、障がい福祉サービスの充実を図ります。

児童福祉については、増大かつ多様化する保育ニーズに対応できるよう、延長保育

や一時保育などの保育サービスや保育所施設の充実を図るとともに児童の健全育成のための環境整備を推進します。

地域保健については、地区住民一人ひとりが生涯を健康で心豊かに暮らせるよう、保健・予防の充実を図ります。

【八坂地区】

① 高齢者・障がい者福祉

八坂総合福祉センターの運営の充実を図るとともに、送迎車輛の整備により高齢者の交通手段の確保と巡回型介護予防教室等の実施により、きめ細かな高齢者福祉サービスの提供を推進します。

元気な高齢者には、その技術や特技を活かし、社会参加や世代間交流を進めるとともに、心豊かに安心して生活できる環境づくりを推進します。

高齢者の交通手段の確保は、市民バスとの連携により、きめ細かな送迎体制を検討します。

また、買物が困難な高齢者世帯に対して、食料品等を販売する移動購買車の運行を支援します。

集落や自治会内の相互扶助により、高齢者の生活支援を行っていく仕組みづくりを行い、地域で支えあう高齢者福祉を進めます。

障がい者福祉では、関係機関や団体、ボランティアとの連携を強化し、障がい者の社会参加を促進します。

② 児童福祉

少人数に対応した保育のあり方を検討するとともに、核家族化や共稼ぎ世帯の増加による保育に対する多様なニーズに対応するため、未満児保育・延長保育・一時保育・障がい児保育を継続、充実します。また、未就園児童等を対象に、保育園に子育て支援の機能を持たせ、母親どうしの交流や少子化対策の推進を図るほか、児童クラブ施設の整備や運営の充実、入園前児童を対象とした「すこやか広場」の拡充、老人クラブ等と連携した特色ある世代間交流を推進します。

④ 健康増進（保健）

住民の健康保持、増進のために、各種健診、健康相談等の一層の充実、強化を図るとともに、食生活改善運動や生活習慣病予防の強化に努めます。

また、保健センターが診療所と併設している現状を踏まえ、施設の機能を支所へ移設し充実を図るとともに、医療危機管理体制の改善を図ります。

訪問指導の強化と保健・介護予防活動を推進するため、訪問用車両の整備を行うとともに、保健・医療・福祉が連携し一体的な健康管理を進めます。

【美麻地区】

① 高齢者福祉

介護保険事業は、制度のより一層の定着と美麻総合福祉センターの運営の充実を図

ります。また、介護予防事業では、巡回型介護予防教室等の実施により、きめ細かなサービスの提供を推進します。

元気な高齢者には、その技術や特技を活かし、社会参加や世代間交流を進めるとともに、生きがいや仲間づくりを進め、楽しく安心して生活できる環境づくりを推進します。

高齢者の交通手段の確保は、市民バスとの連携により、きめ細かな送迎体制を検討します。

集落や自治会内の相互扶助により、高齢者の生活支援を行っていく仕組みを構築し、地域で支えあう高齢者福祉を進めます。

障がい者福祉では、関係機関や団体、ボランティアとの連携を強化し、障がい者の社会参加を促進します。

② 児童福祉

核家族化、共働き世帯の増加など家庭や児童を取り巻く環境が大きく変化している中で、児童が心身ともに健全に育つよう、関係機関との相談体制を充実させ、ニーズに対応したサービスの提供、充実に努めます。

③ 健康増進（保健）

市民の健康づくりの推進、寝たきり防止など老人保健に関する諸課題に対して、従来にも増して専門的かつ適切に対処できる体制の充実に努め、高齢者が健康でいきいきと生活できる地域づくりを進めます。

④ 低所得者対策

授産施設については、利用者が使いやすい施設を整備し、生活の安定と福祉の向上に努めます。

(3) 事業計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4. 高齢者などの 保険・福祉の 向上及び増進	① 高齢者障がい者 福祉	介護予防事業送迎車整備事業	市	
		巡回型介護予防教室	市	特別事業
		移動購買車運営支援事業	市・自	特別事業
		高齢者支援相互扶助制度	市・自	特別事業
	② 児童福祉	保育園施設改修事業	市	特別事業
		児童クラブ施設整備事業	市	特別事業
	③ 健康増進（保健）	巡回指導車整備事業	市	
		保健センター移設改修事業	市	特別事業
	④ 低所得者対策	授産所施設整備事業	市	

5 医療の確保

(1) 現況と問題点

【八坂地区】

① 診療施設

地区内に開業医はなく、国民健康保険診療所が唯一の診療機関となっており、医師1名により診察が行われています。

患者の輸送は、送迎バスを運行していますが、高齢化が進行する中で、きめ細かな送迎が求められています。

救急医療については、北アルプス広域消防が対応しており、夜間や休日は、大北医師会による「平日夜間小児科・内科急病センター」や当番医が当たっています。

診療所の建物は、昭和56年の木造建設であり、耐震化による改築や老朽化した医療器械の計画的な更新、新たな技術に対応した検査機器等の整備が必要です。

【美麻地区】

① 診療施設

総合福祉センター「梨嶺」内に開設されている国民健康保険直営診療所には、常駐の医師が確保され、医療の充実に努めています。

患者の輸送は、送迎バスを運行していますが、高齢化が進行する中で、きめ細かな送迎が求められています。

救急医療については、北アルプス広域消防によって対応しており、夜間や休日は、大北医師会による「平日夜間小児科・内科急病センター」や当番医が当たっています。

診療所の診療体制の充実を図るため、医療器械の更新や新たな技術に対応した検査機器等の整備が必要です。

(2) その対策

診療施設については、高齢化の進行に伴う慢性疾患患者への対応など、ますます医療需要の増加が予想されるため、初期診療を身近な施設で受けられるよう、診療体制の充実と医療機器の計画的な整備を進めます。

【八坂地区】

① 診療施設

耐用年数の経過した機器の更新や、新しい検査機器の導入を計画的に進めるとともに、患者輸送車両の整備やきめ細かな輸送体制づくりにより、送迎診療の充実を図ります。

診療施設は、耐震診断、耐震補強が必要となっていることから、保健センター機能の移設に併せ、医療危機管理体制と患者のニーズに対応した施設の改修整備を行いません。

また、市立大町総合病院・厚生連北アルプス医療センターあづみ病院・厚生連新町

病院等、近隣の病院との連携を強化します。

【美麻地区】

① 診療施設

耐用年数の経過した機器の更新や、新しい検査機器の導入を計画的に進めるとともに、患者輸送車両の整備やきめ細かな輸送体制づくりにより、送迎診療の充実を図ります。

また、市立大町総合病院・厚生連北アルプス医療センターあづみ病院・厚生連新町病院等、近隣の病院との連携を強化します。

(3) 事業計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5. 医療の確保	① 診療施設	診療設備等整備事業 (医療機器・車両整備)	市	
		診療所の耐震改修及び施設整備	市	
		患者送迎診療事業	市	特別事業

6 教育の振興

(1) 現況と問題点

【八坂地区】

① 学校教育

小中学校が各1校ありますが、過疎化や少子化の影響により児童生徒数の減少が進んでいます。昭和51年度から長期山村留学を実施し、現在まで約1,000人の児童生徒の受け入れを行っています。

また、学校活動を通じて、地域がもつ恵まれた自然や環境、農林業や伝統行事等の山村生活文化について学習することにより、地域の良さを再発見し、地域の将来を担う子供達の育成のために、学校と地域が一体となって、ふるさと学習を推進しています。

遠距離通学の児童生徒が多いため、スクールバスの運行が必須となっています。

② 生涯学習

過疎化や高齢化が進む中、地域の活性化や個性豊かな生活文化の創造を目指した学習機会の提供と人材の育成に向け、公民館においては、これまで以上に地域づくりの拠点施設としての役割が求められています。

住民が生活の楽しさを感じ、地域に住む価値観を深められるような学習講座やイベントの開催、スポーツ活動による健康づくり等を進める必要があります。

【美麻地区】

① 学校教育

小中併設校で「学び・培い・力を尽くす美麻の子」の学校目標のもと小中の連携教育を実践しています。また、メンドシーノとの相互交流や山村留学生の受け入れなども行われています。

地理的条件から遠距離通学が不可欠なことから、体力の低下などが心配されています。また、施設面において大規模改修事業は実施しましたが、給排水施設の老朽化に伴う修繕の必要があります。

② 生涯学習

少子超高齢化、高度情報化など、社会が著しく変化する中で住民のニーズにあった「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる、生涯学習教育の推進を図っていく必要があります。

(2) その対策

学校教育については、学校・家庭・地域が連携した環境づくりと、特色ある教育、魅力ある学校づくりを推進し、教育環境向上のための学校施設や学習環境の整備・充実を図ります。

生涯学習については、誰もが生涯を通じていつでもどこでも学ぶことができるよう、生涯学習施設や支援体制の整備・充実を図ります。

さらに、体育施設の有効利用を図るとともに、自然環境を活かしたスポーツの振興を促進します。

【八坂地区】

① 学校教育

豊かな自然環境と小規模校の長所を活かし、地域との世代間交流を積極的に進めるとともに、ゆとりと特色ある教育を進め、たくましく心豊かな人間形成と郷土愛を育む教育を促進します。

また、山村留学を拡充しながら、積極的な交流を進めることにより、児童・生徒の教育環境の向上を図るとともに、地域の活性化を促進します。

② 生涯学習

公民館を中心に郷土への愛着や誇りを育み、八坂に生活する価値観を深める学習講座やイベントの充実を図るなど、多様な学習活動を促進します。

また、スポーツ活動を促進するとともに、体育施設の整備を図ります。

【美麻地区】

① 学校教育

小中併設校の利点を活かし、保育園・小中学校が連携し、子ども達の生活習慣の改善と小中教職員の連携により、英語・音楽・家庭・体育学習など体力・気力・学力の向上を図ります。また、国際感覚を養うメンドシーノとの交流、山村留学の受け入れ、地域美化、福祉ボランティアなどを継続し、「知・徳・体」の調和のとれた教育の実践を進めます。

また、遠距離通学児童生徒の登・下校の安全確保、安心安全な教育環境整備を促進します。

② 生涯学習

地域住民のニーズに沿った講座や教室を開催するとともに、保育園・学校・公民館・図書館・博物館などと連携し、多様な学習活動を促進します。

また、スポーツ活動を促進するとともに、体育施設の整備を図ります。

(3) 事業計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6. 教育の振興	① 学校教育	小・中学校施設整備	市	特別事業
		スクールバス等運行事業	市	特別事業
		スクールバス更新	市	
		学校給食整備事業	市	
		給食車両整備	市	
		教育用コンピューター整備	市	
		教員住宅整備	市	特別事業
		特色ある学校づくり事業	市	特別事業
		小中連携教育推進	市	特別事業
		ふるさと学習推進	市	特別事業
	② 生涯学習	各種学級講座開設	市	特別事業
		人権教育推進	市	特別事業
		公民館活動推進	市	特別事業
		集会施設整備	市	特別事業
		スポーツ振興	市	特別事業
		体育施設整備	市	特別事業
		野外体験学習施設整備事業	市・自	特別事業
		青少年自然体験事業	市	特別事業
		地域リーダー育成事業	市	特別事業
		山村留学推進事業	市	特別事業

7 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

【八坂地区】

① 地域文化等

地域内には、国指定重要文化財の木造千手観音、持国天、多聞天立像をはじめとする貴重な文化財や、自然、郷土芸能、工芸、行事等などの伝統文化が残されています。

歴史と伝統ある地域の文化や郷土芸能、工芸を保存継承するために、保存会等による活動を行っていますが、その多くは伝承者の高齢化が進行する中で、後継者がいない状況にあることから、後世に継承していくための人材育成が必要です。

【美麻地区】

① 地域文化等

地域内には、国指定重要文化財の旧中村家住宅をはじめとする貴重な文化財や、自然、郷土芸能、工芸、行事等などの伝統文化が残されています。また、歴史的遺産など観光と産業に結びつけた活用が必要です。

(2) その対策

芸術文化活動の拠点となる施設を確保するとともに、地域性豊かな特色ある伝統文化の保存・継承・活用を促進します。

また、県のアーティスト・イン・レジデンス in 信州事業との連携を図りながら、国際芸術祭開催時における作品創作拠点のひとつとして東山エリア活用の検討を進めます。

【八坂地区】

① 地域文化等

国指定重要文化財である藤尾覚音寺の木造千手観音立像をはじめとする文化財については、関係団体と連携し、保存保護に努めるとともに、観光や地域づくりとタイアップした活用を図ります。

また、貴重な郷土芸能や工芸などを引き継いでいくための体制づくりを進め、後世に継承します。

【美麻地区】

① 地域文化等

貴重な文化財の保護保存や伝統芸能の伝承に努め、今後の地域づくりにつながる創造的な文化活動ができる場として、特に重文旧中村家住宅の保存保護に努めるとともに文化財を幅広く周知するため観光とタイアップした活用を進めます。

また、メンドシーノとの相互交流は、現在では芸術文化による交流にも広がりを見せており、全市的な芸術文化振興策の一環として取組みを進めます。

(3) 事業計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7. 地域文化の 振興等	① その他	文化財保護事業	市	特別事業
		伝統芸能保全継承事業	市	特別事業
		市指定文化財保存事業	市	特別事業
		旧中村家住宅改修事業	市	特別事業
		旧中村家住宅管理利用活用事業	市	特別事業

8 集落整備等

(1) 現況と問題点

【八坂地区】

① 過疎地域集落編成整備

経済の高度成長による過疎化が進行する中で、昭和 50 年から 61 年にかけて、集落整備事業により 9 集落 68 戸を幹線道路沿いに移転し、昭和 58 年には I U ターン者向けに 10 区画の宅地造成を行い、さらに、昭和 60 年から公営住宅や定住促進住宅の整備を行いました。

こうした取り組みの結果、人口減少に一定の成果をもたらしましたが、引き続き若年者の流出と高齢化により、集落機能の維持が困難な集落が多く、地区内の 4 割の集落で高齢化率が 50% を越える状況にあることから、引き続き移住者の受け入れと若年層の定住を促進し、集落機能の再編と活性化を進める必要があります。

【美麻地区】

① 過疎地域集落編成整備

昭和 50 年から 52 年にかけて、地形がきわめて複雑で散在している集落を対象とした集落整備事業を実施しました。平成 5 年からは、I U ターン者向けの宅地造成を行った結果、移住者数も増加しています。

このような集落整備・定住促進対策の実施にもかかわらず、人口は引き続き減少傾向にあり、高齢世帯の増加と相まって、自治会構成員一人ひとりの責任が重くなる傾向が強く、この点に負担を感じる住民が増えています。一方で豊かな自然環境を求めて移住する人もおり、活性化が図られた集落もあります。

② その他

平成 15 年度から継続している国土調査（地籍調査）については、税の公平化、公共事業の円滑化を目的に、調査を継続して実施する必要があります。

(2) その対策

両地区は、生活条件、経済条件で不利な面を抱えており、人口の流出や高齢化が続いていることから集落の維持が難しい状況にあります。このため、都市部との人的交流を進めることで、移住希望者等を積極的に受け入れるとともに、若者の定住を促進し、集落機能の再生と地域の活性化を図ります。また、住民が生きがいを持って暮らし続けるために、住民自治組織等のコミュニティ活動を積極的に支援します。

【八坂・美麻地区】

① 過疎地域集落編成整備

定住希望者への助成制度の創設により、定住促進を図るとともに、市と自治組織との協働により、空き家バンク制度の充実や空き家等の有効活用により、移住者の受け

入力を推進します。

また、移住希望者を対象とした田舎暮らし体験の実施や地区を紹介するパンフレット等の作成、移住者と地区住民との交流を促進するネットワークづくりなどにより、移住者に優しい地域づくりを進めます。

協働による地域課題解決への取り組みを実施していくため、住民自治組織の充実を図っていきます。また、地区内の担い手は、結婚適齢期を迎えた独身者が多く結婚難であるため、都市や地域間交流の推進により、男女の出会いの機会を増やすなどの結婚対策を進めます。

【美麻地区】

② その他

地籍調査について、計画に基づき宅地・農地を基本に調査を進めます。

(3) 事業計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8. 集落整備等	① 過疎地域集落再 編等	地域住民自治組織活動支援	市	特別事業
		定住希望者への助成制度	市	特別事業
		空き家バンク制度の拡充	市・自	特別事業
		空き家等の有効活用事業	市・自	特別事業
		結婚対策	市・自	特別事業
		移住を目的とした体験活動	市・自	特別事業
		移住者のネットワーク構築	自	特別事業
		地域紹介事業	自	特別事業
	② その他	国土調査	市	特別事業

9 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

【八坂地区・美麻地区】

① その他（人材育成）

過疎地域の活性化には、住民活動を助長しながら市民参加と協働による地域づくりを進めていくことが求められています。八坂、美麻両地区とも過疎化による人材不足が深刻なことから、若年層や女性を主体とした総合的な人材育成を行い、特色ある取り組みを行っていく必要があります。

② その他（基金の造成）

定住促進や産業振興、高齢者福祉、集落再編など、地区の課題に対応していくとともに、全市域の連携を一層強化していくためには、市と自治組織等が協働により、多くの有効なソフト事業を展開していくことが不可欠であり、これらの事業を効率よく計画的に推進していくため、安定した財源確保が必要です。

【美麻地区】

③ その他（国際交流）

当地域では、アメリカ合衆国カリフォルニア州メンドシーノとの交流事業が行われています。

この交流事業を発展させるとともに、地域自治に向けた住民の自主的な取り組みを進め、当地域の発展を総合的に図っていくために、住民活動の場の確保が必要です。

(2) その対策

住民自らが主体となった地域づくりへの意識の高揚と自発的な活動を誘発していくため、地域の人材育成を推進します。

多くのソフト事業を計画的に展開していくために基金の造成を行います。

【八坂・美麻地区】

① その他（人材育成）

地区内の人的・物的資源を最大限に活かし、特色ある地域づくりを進めるために、開発や研究、イベントの開催等、地域づくり事業を地区住民から募集する制度を創設するなど、住民の知恵と力を結集し、やる気を促進していくシステムを構築するとともに、地域資源や課題を分析し、多方面から地域づくり事業の提案などができる地域づくりコーディネーターを育成します。

また、地域の担い手である若年層や女性が地域づくりに参加しやすい体制づくりや施設整備を推進します。

② その他（基金の造成）

両地区の多様な課題に対応し、活性化を図っていくとともに、合併後の連携を一層強化していくソフト事業の安定的な財源として、自立促進基金を造成します。

【美麻地区】

③ その他（国際交流）

子供達を主体としたメンドシーノ国際交流を推進するとともに、ボランティアグループや芸術家間の交流を全市的な取り組みとして進めます。

また、若年層を中心に国際交流活動に関われる人材の育成に努めます。

(3) 事業計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9. その他地域の自立促進 に関し必要な事項	① その他地域の自立促進に関し必要な事項	国際交流事業	市	特別事業
		国際交流ボランティア育成事業	市	特別事業
		地域づくりコーディネーター育成事業	自	特別事業
		地域づくり事業公募制度	自	特別事業
		若者の地域づくり参加事業	自	特別事業
		基金の造成	市	特別事業

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分（再掲）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1. 産業の振興	① 農業	・地域営農システムの推進 営農団体及び担い手育成、利用集積の推進	市
		・地産地消推進事業 特産品開発調査研究、販売所修繕、機器整備	市・自
		・有害鳥獣被害対策 駆除資材の購入及び従事者の育成	市
		・有機農業、環境保全型農業の普及推進 農業団体への補助及び従事者の育成等	市
		・棚田、傾斜畑の有効活用事業 保全団体の補助及び資材の購入	市・自
		・農業施設整備事業 農業用排水路の修繕	市
		・特産物販売促進イベント事業 イベントの開催及び団体への補助	市・自
	② 林業	・森林造成事業 除伐、間伐、作業道、緩衝帯整備等	市
	⑤ 観光	・体験交流事業 広報活動及び人材育成、受入れ農家の補助	市
		・観光拠点整備事業 住民参加による景勝地等整備と施設修繕	市
		・観光施設改修・施設整備事業 観光施設及び設備の修繕	市
	⑥ その他	・起業、就業チャレンジ事業 I ターン等により研修生の受け入れと補助	市・自
		・特産化に向けたマーケティング事業 マーケティングの調査及び事業委託	市・自
・女性による地場産業創出 人材育成及び女性団体への補助		市・自	
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	② 市道維持管理	・市道維持管理事業 市道の舗装、排水等修繕	市
	③ 農道維持管理	・農道維持管理事業 農道の舗装、排水等修繕	市
	④ 林道維持管理	・林道維持管理事業 林道の舗装、排水等修繕	市
	⑤ 交通確保対策	・交通安全施設設置事業 ガードレール等の設置及び修繕	市
		・街路灯設置事業 街路灯の設置及び修繕	市
		・市民バス運行管理 バス路線の運行委託	市
		・地域振興バスの運行管理 遠距離通園、通学バス等の運行委託	市
		・道路愛護会活動推進事業 自治組織等が行う道路清掃への補助	市
	⑥ 道路除雪機械等	・雪害対策事業 除雪、凍結防止剤散布による交通の確保	市
	⑦ 電気通信施設等 情報化のための施設	・ケーブルテレビ機器整備、活用事業 端末装置の整備及びセンター施設の活用事業	市
・インターネット活用事業 地区紹介 HP 管理及び講習会の開催		市・自	

	⑧ 地域間交流	・市民農園交流事業 市民農園の運営及び交流事業	市
		・市民農園改修事業 市民農園施設の修繕	市
3. 生活環境の整備	① 水道	・基幹施設改良事業 送水管、配水地等の施設修繕	市
	② 生活排水処理施設	・浄化槽補助事業 設置者に対する補助	市
		・市営住宅水洗化事業 水洗化に伴う修繕	市
		・農業集落排水施設修繕・改修事業 施設の修繕	市
	④ 消防施設	・防火施設等整備事業 消火栓の設置及び防火水槽等の修繕	市
	⑥ 住宅	・住宅整備事業 市営住宅の修繕	市
		・住宅等新增改築借入金利子補給事業 定住するための住宅建設等に係る補助	市
⑦ その他	・花いっぱい事業 資材の購入及び事業推進団体への補助	市・自	
4. 高齢者などの保険・福祉の向上及び増進	① 高齢者障がい者福祉	・巡回型介護予防教室 自治会単位での介護予防教室の実施	市
		・移動購買車運営支援事業 運営及び車両更新における補助	市・自
		・高齢者支援相互扶助制度創設 自治会等の相互扶助による支援活動の実施	市・自
	② 児童福祉	・保育園施設改修事業 保育園施設の修繕、備品購入	市
		・児童クラブ施設の整備事業 児童クラブ備品整備、施設修繕	市
	③ 健康増進（保健）	・保健センター移設改修事業 保健センター移設に伴う施設修繕	市
5. 医療の確保	① 診療施設	・患者送迎診療事業 患者送迎バスの運行	市
6. 教育の振興	① 学校教育	・小・中学校施設整備 給排水施設等の修繕	市
		・スクールバス等運行事業 遠距離通学児童生徒へのバス運行	市
		・特色ある学校づくり事業 異世代交流、体験活動、美化活動の推進	市
		・小中連携教育推進 体力増進、生活習慣改善、英語等専科の充実	市
		・ふるさと学習推進 地域の自然、歴史、文化、農業等の学習推進	市
		② 生涯学習	・各種学級講座開設 世代別等の学級講座開設
	・人権教育推進 人権保護の集い等開催	市	
	・公民館活動推進 分館活動の助成等	市	
	・集会施設整備 地区公民館の修繕等	市	
	・スポーツ振興 地区運動会とスポーツ大会の開催	市	

		・ 体育施設整備 グラウンド、体育館等修繕	市
		・ 野外体験学習施設整備事業 古道、散策道等の整備	市・自
		・ 青少年自然体験事業 体験合宿等の開催	市
		・ 地域リーダー育成事業 青少年、高齢者のリーダー育成	市
		・ 山村留学推進事業 推進団体等への補助	市
7. 地域文化の 振興等	① その他	・ 文化財保護事業 重要文化財、天然記念物等の保護活動	市
		・ 伝統芸能保全継承事業 伝統芸能等保存会への補助	市
		・ 市指定文化財保存事業 市指定文化財の保護活動	市
		・ 旧中村家改修事業 重要文化財中村家住宅の修繕	市
		・ 旧中村家住宅管理利用活用事業 住宅の管理及び体験学習の開催	市
8. 集落整備等	① 過疎地域集落再 編等	・ 地域住民自治組織活動支援 自治組織が行う地域づくり事業への補助	市
		・ 空き家バンク制度の拡充 空き家バンクの運営	市・自
		・ 空き家等の有効活用事業 移住促進の体験、研修生宿泊施設として活用	市・自
		・ 定住希望者への助成制度 空き家入居者、市内就職者への補助	市
		・ 結婚対策 独身者団体への補助	市・自
		・ 移住を目的とした体験活動 移住希望者を対象とした田舎暮らし体験活動	市・自
		・ 移住者のネットワーク構築 シンポジウム等の開催	自
		・ 地域紹介事業 パンフレット、冊子等の作成	自
	② その他	・ 国土調査 地籍調査の委託等	市
9. その他地域の 自立促進 に関し必要 な事項	① その他地域の自 立促進に関し必 要な事項	・ 国際交流事業 メンドシーノ国際交流の実施	市
		・ 国際交流ボランティア育成事業 メンドシーノ国際交流ボランティア育成	市
		・ 地域づくりコーディネーター育成事業 地域づくりリーダーの育成	自
		・ 地域づくり事業公募制度 公募制度の運営	自
		・ 若者の地域づくり参加事業 若者サロンの設置及び運営	自
		・ 基金の造成 過疎対策事業を行う基金の造成	市

※ 自：自治組織等